

1. 議事日程（第1日目）  
（予算決算常任委員会）

平成26年 9月22日  
午前 9時00分 開会  
於 第1委員会室

1、開 会

2、議 題

（1）認定第1号 平成25年度安芸高田市一般会計決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（16名）

委員長	青原敏治	副委員長	先川和幸
委員	玉重輝吉	委員	玉井直子
委員	久保慶子	委員	下岡多美枝
委員	前重昌敬	委員	石飛慶久
委員	児玉史則	委員	大下正幸
委員	熊高昌三	委員	宍戸邦夫
委員	山本優	委員	秋田雅朝
委員	藤井昌之	委員	金行哲昭

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（49名）

市長	浜田一義	総務部長	沖野文雄
総務課長	杉安明彦	総務課課長補佐	前寿成
総務課秘書行政係長	新谷洋子	総務課職員係長	佐々木満朗
総務課電算管理係長	竹本伸治	危機管理課長	行森俊莊
危機管理課主幹	梶森正敬	財産管理課長	山中章
財産管理課管理係長	内藤道也	財産管理課営繕係長	竹添正弘
企画振興部長	武岡隆文	財政課長	西岡保典
財政課経営管理係長	村田栄二	財政課財政係長	高下正晴

政策企画課長	山平修	政策企画課課長補佐(兼)情報化推進係長	宮本智雄
政策企画課企画調整係長	河本圭司	政策企画課広報聴係長	浮田真治
まちづくり支援係長	山根孝浩	会計管理者(兼)会計課長	広瀬信之典
会計課出納係長	佐々木浩人	行政委員会総合事務局長	大野泰典
行政委員会総合事務局長補佐(兼)選挙・監査係長	柿林浩次	消防本部消防長	久保高憲
消防総務課長	杉田昭文	消防総務課課長補佐(兼)総務係長	吉川真治
予防課長	近藤修二	予防課予防係長	浮田雄治
予防課指導係長	逸見飛鳥	消防課長	益田輝喜
消防課消防係長	下津江健	消防課通信指令係長	兼近高志郎
消防署長	中迫二三男	北部分駐所長	藤本弘幸
警防課主幹	道沖尊義	警防課小隊長	谷口修二
警防課救急係長	河野円	市民部長	小笠原義和
総合窓口課長	高松正之	総合窓口課課長補佐	野村政彦
税務課長	中山好夫	税務課市民税係長	末島浩司
税務課資産税係長	佐藤一夫	税務課収納係長	竹本繁行
環境生活課長	中村慎吾	環境生活課主幹(兼)市民生活係長	大田雄司
人権多文化共生推進課長	野川栄治	人権多文化共生推進課人権多文化共生推進係長	原田和雄

6. 職務のため出席した事務局の職氏名(5名)

事務局長	外輪勇三	事務局次長	近永義和
総務係長	森岡雅昭	専門員	大足龍利
主任	宗近弘美		



午前 9時00分 開会

○青原委員長

定刻になりました。

ただいまの出席委員は16名でございます。

定足数に達しておりますので、これより第12回予算決算常任委員会を開会いたします。

本日の当委員会における議案の審査は、9月9日に開かれた、平成26年第3回定例会の初日において付託のあった、認定第1号「平成25年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、認定第13号「平成25年度安芸高田市水道事業決算の認定について」の件までの13件であります。

本委員会の審査日程は、お手元に配付しておりますとおり、本日と24日、25日の3日間といたします。

本日は、総務部、企画振興部、会計課、行政委員会総合事務局、消防本部・消防署、市民部の審査を行い、24日には、福祉保健部、産業振興部、農業委員会事務局、建設部、公営企業部の審査を行います。また、25日につきましては、教育委員会事務局、議会事務局の審査の後、討論・採決を行いたいと思います。

この際、審査の方法についてお諮りをいたします。

審査の方法については、お手元に配付しました「審査予定表」並びに主要施策の成果に関する説明書に係る、各課の該当ページを記載した「所管別主要施策一覧表」により部局ごとに審査することとし、担当部長から概要の説明を受け、その後、各課の要点説明を受けて、課ごとに質疑を行います。

会計については、一般会計から審査を行い、特別会計が関係する部局については、一般会計審査の後、特別会計を審査することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○青原委員長

異議なしと認め、本委員会の審査は「審査予定表」、並びに「所管別主要施策一覧表」に沿って、審査することと決定いたしました。

審査に先立ち、浜田市長から、挨拶を受けます。

浜田市長。

○浜田市長

おはようございます。

予算決算常任委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、先週の各常任委員会に引き続き、本委員会の御参集、まことに御苦勞であります。

本委員会におきましては、平成25年度の各会計、各事務事業の決算について部局ごとに審査をいただくわけでございますが、皆様方からいただいた御意見を今後、施策推進の参考にさせていただきたいと思っております。どうかよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○青原委員長

ありがとうございました。

これより、審査に入ります。

認定第1号「平成25年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件を議題といたします。

初めに、決算の概要について説明を求めます。

武岡企画振興部長。

○武岡企画振興部長 おはようございます。

それでは、平成25年度の決算の概要につきまして、既に配付をさせていただいております、普通会計財政状況の資料によりまして御説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

歳入総額は229億2,323万6,000円、歳出総額は221億8,759万5,000円で、平成24年度よりもおおむね33億円ほど少なくなっております。平成24年度は新市建設計画の中の大型建設事業の実施のピークの年でありましたので、平成23年度とほぼ同程度の規模の決算となりました。

差引額は7億3,564万1,000円で、そのうち1億9,715万1,000円は、翌年度繰り越し財源ですので、実質収支は5億3,849万円となります。平成25年度の実質収支から平成24年度の実質収支を引いて得られる単年度収支はマイナス1億5,116万8,000円となります。

財政調整基金への積立金は699万9,000円で、取り崩しはございません。また、平成25年度は平成21年度以来4年ぶりの繰上償還を3億6,615万円行っております。これらを先ほどの単年度収支に加えて得られる実質単年度収支は2億2,198万1,000円で、6年続けての黒字となりました。

基準財政需要額につきましては、単位費用の見直しによる包括算定経費の減などにより、平成24年度より減っております。基準財政収入額につきましては、法人税割の増により平成24年度よりふえておまして、標準財政規模は9,100万円減の142億9,450万4,000円となりました。財政力指数、実質収支比率につきましては、平成24年度とほとんど同等でございます。

右側の指数につきましては、資料の後半で別途説明をいたしますが、主立った指数について簡単に申し上げますと、経常的に発生する費用が経常的に収入される一般財源に占める割合を示す、経常収支比率につきましては88.1%と、平成24年度から比べるとやや改善しております。職員数の減による人件費の減、起債の繰上償還分を除いた元利償還金の減によって経常費用が減ったことによるものでございます。

また、実質公債比率につきましては、今年度につきましても引き続き順調に改善しており、14.3%となっております。

次のページにお進みください。歳入決算について御説明を申し上げます。

合計229億2,323万6,000円で、平成24年度と比べて33億6,482万8,000円の減となりました。平成24年度は、先ほども申し上げましたが、新市建設計画の大型建設事業の実施のピークを迎えておりましたので、平成

25年度はその事業が終了したことなどによって、国庫支出金や地方債が減ったものでございます。

大きな差があるもので申し上げますと、地方債は、平成24年度と比べて25億9,960万円の減です。光ネットワーク整備事業と葬斎場等整備事業が終了したことによるものでございます。

国庫支出金は、平成24年度と比べて6億815万1,000円の減です。光ネットワーク整備事業の終了により、情報通信利用環境整備推進交付金が9億3,283万4,000円の減、学校耐震化推進事業の減により、安全・安心な学校づくり交付金が7,574万2,000円の減となりました。

一方で、国の経済対策として交付された、地域経済活性化雇用創出臨時交付金、いわゆる地域の元気臨時交付金が2億4,374万3,000円の増となっております。

このほか主なものとしては、普通交付税が平成24年度と比べて2億109万円の減です。法人税の増による基準財政収入額の増と、災害復興財源のために国家公務員と同等の給与削減をすることを前提に需要額の算定をされたことによる基準財政需要額の減によるものでございます。

繰入金金は、平成24年度と比べて、1億4,144万2,000円の増です。将来の公債費の負担を軽くすることを目的として、起債の繰上償還を行うために減債基金を取り崩して繰り入れたことによるものでございます。

以上のとおり、平成24年度と比べて約33億6,000万円、歳入が減少しましたが、建設事業の量が減ったことがその主な原因であると言えます。

3ページのグラフをごらんいただきますと、建設事業の量の減少に伴い、地方債と国庫支出金が減少したことで総体的にそのほかの歳入の占める割合が増加したことがわかります。

次のページをお願いいたします。歳出決算について御説明を申し上げます。

合計で221億8,759万5,000円で、平成24年度と比べて32億2,979万8,000円の減となりました。平成24年度は、先ほども申し上げましたとおり、新市建設計画の大型建設事業の実施のピークを迎えておりましたので、平成25年度はその事業が終了したことなどによって規模が縮小したということになります。

普通建設事業は、平成24年度と比べて32億4,604万4,000円の減です。光ネットワーク整備事業、葬斎場施設等整備事業の終了により、それぞれ20億8,087万9,000円、補助単独あわせて、12億6,601万9,000円の減となりました。

人件費は、平成24年度と比べて2億4,871万6,000円の減です。職員数の減などにより職員給が1億3,167万4,000円の減となり、退職手当組合負担金、共済費負担金につきましては、それぞれ7,888万3,000円、4,130万5,000円の減となりました。

一方で、公債費は、平成24年度と比べて2億4,478万8,000円の増です。これは起債の繰上償還3億6,615万円を含んでいることによるものでござ

います。今後も将来の負担を減らすために、積極的に繰上償還を行っていきたいと考えております。

以上のとおり、平成24年度と比べて約32億円、歳出が減少しましたが、その主な原因は大型建設事業が終了したことによるものでございます。

5ページのグラフをごらんいただきますと、普通建設事業費の割合が大きく減少し、その他の費目の割合が少しずつ増加したことがわかります。

次のページをお願いいたします。6ページ、目的別歳出決算について御説明をいたします。

目的別歳出決算を見てみますと、先ほどの分析で掲げた、平成24年度と比べて大きく減った光ネットワーク整備事業、葬斎場施設整備事業がいずれも総務費であり、大きく減っております。その他につきましては先ほどの説明と重複するところが多いため、省略をさせていただきます。

次のページにお進みください。8ページ、財政状況を表す各指標について御説明をいたします。

左側のグラフをごらんください。棒グラフは経常収支比率で、財政状況の弾力性を図る指標となっております。市税、普通交付税などの当市が毎年経常的に得る収入のうち、人件費や公債費などのように毎年経常的に発生する経費がどのぐらいを占めるかというパーセンテージでございいます。一般的には90%を超えると弾力性を欠いているという評価になっておりますが、当市におきましては88.1%という数値で、平成24年度よりもやや改善しました。ごらんいただきますように、平成22年度以降は90%を下回っております。

折れ線グラフにつきましては実質公債費比率で、公債費が財政の規模に比べて過大になっていないかを計る指標となります。この数値によって、起債借入の許可団体になるか、協議団体になるかを判断され、その境界線は18%でございいます。当市は、平成19年度から平成21年度まで18%を超えておりましたので、起債借入の許可団体でしたが、平成22年度からは外れおります。平成25年度は平成24年度よりもさらに改善し、14.3%となりました。

右側のグラフをごらんください。折れ線グラフは地方債残高を表しております。平成19年度から起債の償還を前倒しして繰上償還を進めるなどした結果、平成23年度は合併後、最も地方債残高が少なくなりましたが、平成24年度は光ネットワーク整備事業、葬斎場施設整備事業などの大型事業の実施に伴い多額の借り入れをしたため、地方債残高がふえました。平成25年度に新たに借り入れた起債は、平成24年度よりも約26億円減っておりますが、元金部分の償還の開始が借り入れ後3年目以降になるものが多いため、平成24年度よりも若干詳細残高がふえ、332億8,800万円となりました。平成26年度はさらに借入額が減る見込みであるため、地方債残高は減る見込みでございいます。

棒グラフは将来負担比率で、地方債残高や債務負担行為など、将来負

担する必要がある費用が財政規模に比べて過大になっていないかを計る資料となります。国が定めた早期改善基準は350%で、当市の平成25年度の数値は120.9%でございます。平成19年度の195.7%以降、順調に減少をいたしております。

次のページにお進みください。9ページ、普通交付税について御説明を申し上げます。

普通交付税は当市の面積、人口、公共施設の数、職員の数など行政機関として備えるべき機能を維持するために、標準的にかかるであろう費用を算定した基準財政需要額から当市の税などの収入から算定した基準財政収入額を差し引いた額を交付されます。基準財政需要額が表の中段あたりのアの数値、基準財政収入額がその下のイの数値、普通交付税の額が一番下の数値でございます。

平成25年度の基準財政需要額は126億2,824万9,000円、基準財政収入額は31億8,232万5,000円です。平成25年度は3年に一度行われる交付税計算によって算定の際の差額が判明したものを錯誤額として4,439万7,000円調整をされました。平成25年度の普通交付税額は94億152万7,000円で、平成24年度と比べて2億109万円の減でございます。

次のページをお願いいたします。10ページ、基金の状況について御説明を申し上げます。

基金は大きく3つの種類に分けられます。1つ目は市の貯金にあたる基金で、財政調整基金と減債基金を指します。平成24年度末の残高はあわせて28億5,277万2,000円でしたが、平成25年度は平成24年度歳計剰余金4億円とあわせて6億3,944万7,000円を積み立て、起債の繰上償還を行う原資とするため、減債基金を2億3,977万2,000円取り崩しました。その結果、平成25年度末の残高は32億5,244万7,000円となりました。

2つ目は、特定の事業の運営のために基金を積み立てるためのもので、当市には平成25年度末で21の特定目的基金がございます。特定目的基金の残高は51億6,139万1,000円で、平成24年度から比べて4億468万7,000円ふえております。平成25年度に新しくできた基金は下の2つで、光ネットワーク設備管理運営基金については、今後の光ネットワーク設備の維持のために積み立てるものでございます。地域の元気臨時交付金基金については、平成25年度に交付された交付金の一部を基金に積み立てるものでございます。

3つ目は、特別会計の所管する基金でございます。これら3種類の基金の合計の推移を見てもみますと、おおむね65億円ぐらいで推移していたものが、平成23年度以降ふえ始め、平成25年度末、約93億円となっております。平成26年度からは普通交付税の合併算定がえによる加算が徐々に削減されることを踏まえ、余裕資金については基金に積み立てるよう考えております。

12ページにお進みください。会計別地方債現在高について御説明を申し上げます。

この表は、各会計で繰り入れている地方債の残高についてまとめたものでございます。先ほど8ページで地方債残高の推移について御説明をいたしました。その数値は下から2番目の上記のうち普通会計分となっている数値を指します。平成24年度末の地方債残高は332億2,178万8,000円で、平成25年度末は332億8,825万3,000円でございます。平成25年度の部分については、左から順に平成24年度事業の繰り越し分の繰越起債、平成25年度事業の現年実施分の現年起債と分けて表記をしております。

次のページをお願いいたします。13ページ、地方債別現在高と借入先別現在高について御説明を申し上げます。

左側の表は先ほどの地方債現在高を事業債の区分ごとに分けたものでございます。最も多いのは合併特例債で、全体の42.2%を占めております。次に多いのは普通交付税で措置しきれない部分として、平成13年度から発行されております臨時財政対策債で、全体の25.9%を占めております。その次に多いのは過疎対策債で、全体の9.7%を占めております。地方債現在高は約333億円と多いのですが、合併特例債、過疎債は70%が交付税措置され、臨時財政対策債につきましては100%措置されますので、実際の市の負担額はそこまで多いわけではございません。しかし、実質の負担が30%余りとはいえ、地方債残高が余りふえるのは好ましいものではございませんので、これ以上ふえることがないように、適切に管理をまいりたいと考えております。

右側の表は借入先別に分けたものでございます。最も多いのはその他の金融機関で、主には広島北部農協から借りており、全体の41.4%を占めております。次に多いのは、財政融資資金などの政府資金で、26.4%でございます。

次のページをお願いいたします。14ページ、このページは普通会計の数値を出すために一般会計、コミュニティ・プラント整備事業特別会計、飲料水供給事業特別会計の数値の合算の仕方についてまとめたものでございます。説明については省略をいたします。

次のページにお進みください。15ページ、このページは類似の団体の決算数値の速報値を取りまとめたものです。

16ページ以降は、資料編でございますので、参考までにごらんいただきたいと思っております。

以上で、平成25年度普通会計決算の概要説明を終わります。

続きまして、健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、御説明をさせていただきます。

報告書の1ページをお願いいたします。それでは、総括表として普通会計における実質赤字比率、全ての会計を合算した連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標を掲げております。

実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字であることから赤字の比率は生じておりません。

一般会計等の公債費の元利償還金並びに企業会計や一部事務組合への公債費に対する繰出金、負担金等に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合でございますが、実質公債費比率につきましては、前年度と比べ0.7%減少の14.3%となり、平成20年度以降、順調に改善をいたしております。

次に、将来負担比率でございますが、これは地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債や一部事務組合への地方債償還負担金、職員の退職手当に係る費用、設立法人の負担額等に係る将来負担見込み額などを標準財政規模で除した比率でございます。

本市の将来負担比率は、前年度と比べ11.8%減少の120.9%となりました。早期健全化基準となる350%には至っておりません。一般会計や上下水道会計などの地方債残高が多額であることから、高い指標であると考えております。

2ページをお願いいたします。2ページからはそれぞれの指標の算定内容を記載しております。まず、実質赤字比率でございますが、一般会計等の実質収支額は5億3,849万円の黒字でございます。したがって、実質赤字比率は生じておりません。

3ページの連結実質赤字比率につきましても、一般会計等と9の特別会計等を合算した実質収支、資金収支が黒字であることから赤字比率は生じておりません。

4ページをお願いいたします。実質公債比率でございますが、この指標は単年度ごとに算出をいたしました数値を3カ年の平均で表すこととなっております。中段のオに単年度の指標を掲げておりますが、平成25年度が13.6%、平成24年度が14.3%、平成23年度が15.2%となっております。この比率は過去の起債借入額が影響するため、簡単に改善されるものではございませんが、平成25年度に行った繰上償還などによりまして後年度の公債費負担の軽減を図っているところでございます。平成25年度におきましては、地方債の償還が順調に進んでいることに伴い、元利償還金の額が減少し、数値は改善されました。

5ページをお願いいたします。5ページは、将来負担比率の算出でございます。

アからクにつきましては、一般会計等に係る平成25年度末の地方債現在高等の将来負担額でございます。ケ、コ及びサにつきましては、上記将来負担額に係る充当可能財源等でございます。将来負担比率の算定方法は下段のとおりで、平成25年度決算に基づく比率は120.9%となるものでございます。

6ページをお願いいたします。平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告でございます。

これにつきましては、一般会計等の実質収支にあたる公営企業の資金不足について、事業規模、いわゆる営業収益に対する比率でございます。総括表に掲げておりますように、各企業会計の資金不足比率は、いずれ

も実質収支が黒字であり資金不足額は生じておりませんので、比率として計上はされません。なお、比率が20%を超える場合は、経営の健全化を求める基準となります。

7ページは法適用の水道事業会計に係る資金不足額等を記載しております。現金、預金、未収金等の流動資産3億7,077万6,000円が未払い費用などの流動負債1億831万6,000円を上回っており、2億6,246万円の資金剰余額となっております。

8ページをお願いいたします。8ページには法非適用の公共下水道事業特別会計をはじめ、合わせて5特別会計の資金不足額等を記載しております。

平成25年度決算における各会計の実質収支額は、いずれの会計も黒字であり、資金不足額はございません。なお、公営企業会計の運営におきましては、本来、独立採算が原則でございますが、現在、これらの公営企業会計においては使用料収入等の収益で全ての費用を賄うことができないため、収支不足額は一般会計から繰り出し、補填を行っている状況でございます。一般会計の将来的な財政状況を考えますと、現状のような繰り出しを引き続きできるか不透明でございますので、使用料等の見直しのもとに企業会計の健全かつ安定的な運営に努める必要があるというふうに考えております。

以上、財政健全化法に伴う健全化判断比率等の御報告をさせていただきましたが、実質公債比率、将来負担比率のいずれも早期健全化基準を下回り、指標も改善されたとはいえ、決して良好な数値とは言えない状況でございます。今後もより一層の財政健全化を目指し、財源確保と徹底した経費の削減を図り、限られた財源を最大限に有効活用するため施策の重点化を推進し、より効率的・効果的な行財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○青原委員長

以上で説明を終わります。

これより、質疑に入ります。先ほどの概要説明について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○青原委員長

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより、総務部の審査を行います。概要の説明を求めます。

沖野総務部長。

○沖野総務部長

総務部にかかります概要説明を行います。

平成25年は、合併10周年目を迎えたという節目の年でありました。市憲章をはじめ、合併記念式典を行った年でございます。反面、節目の年ということで合併10年以降をどのようにしていくかということを考えていく、非常に大切な年であったと思っております。

仕事目標に3点を掲げております。

まず総務課につきましては、合併以来、職員の定員管理に関する資料

を御説明申し上げ、定員管理を進めておりますが、第3次定員適正化計画を策定いたしました。

危機管理課におきましては、お太助フォンの整備によりまして、Jアラートと直接つなぐことができる起動装置の設置を行っております。

財産管理課につきましては、いわゆる公共施設がどうあるべきであろうかと考え直す年のスタートにしたいということで、公共施設の現状調査を行ってきたという状況でございます。

以下、各課長より詳細の説明を行います。

○青原委員長

杉安総務課長。

○杉安総務課長

おはようございます。

それでは、総務課が所掌しております、事務事業の決算の概要について御説明を申し上げます。

主要施策の成果に関する説明書で御説明を申し上げます。説明書の13ページをお開きください。

最初に、総務一般管理費でございます。総務一般管理費につきましては、行政嘱託員や通知公報に係る事務、また全庁を対象とする郵送料の管理と秘書業務による日程調整機能など、市役所全体にかかわる庶務的な支出が主な内容となっております。

①行政情報提供事業としましては、市内497人の行政嘱託員を通じて月2回の通知公報を配布、回覧をしております。事業費としましては、行政嘱託員報酬、及びシルバー人材センターと地域振興事業団への委託料が主なものでございます。なお、通知公報につきましては、来年4月から月2回を1回とさせていただくこととしております。

14ページをお願いいたします。

次に、②行政相談事業としましては、毎年1回、1日総合相談所を開設しております。平成25年度では7月24日に実施し、14機関により30件の相談を受けております。

次に、③市制施行10周年記念式典でございます。先ほど総務部長から報告をさせていただきましたが、昨年12月1日、議員の皆さんをはじめ、内外関係者約450人の方々に御出席をいただきまして、記念式典を挙行いたしました。

内容としましては、15ページにありますように、4団体の表彰と市民憲章及び公式マスコットキャラクターの発表などがございました。式典において発表いたしました市民憲章は、7回にわたる審議会の議論により、16ページのとおり、議会議決を経て制定をいたしました。なお、表彰、審査委員会の状況等につきましては、御参照ください。

成果及び今後の課題でございますが、とりわけ課題として、冒頭申し上げましたように、来年1月から通知公報を2回から1回に変更をさせていただくこととしておりますので、できる限り、紙ベースであった情報をデータ化して、お太助フォンに移行するための取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、16ページの下段から法制執務事業費でございます。法制執務事業費は、例規の制定改廃の管理、情報公開、個人情報保護の制度運用、顧問弁護士による法務管理に係る支出が主な内容となっております。

17ページ、①情報公開・個人情報保護事務につきましては、関係法令並びに条例に基づき運用しておりまして、情報公開では適正かつ積極的な開示を、また個人情報では適正な管理を視点として実施をしているところでございます。

各制度の運用状況につきましては、17ページの上段から整理をしておりますので、ごらんください。また、公文書の管理、個人情報及び情報公開、各制度の適正な運用のため、現在は委員6名で構成する審査会を設置し、関係案件について諮問審議を行っております。平成25年度におきましては3回の委員会を開催しております。

18ページをお願いいたします。

②法制執務事務につきましては、市が制定、改廃すべき条例として各定例会、及び臨時会に上程しますと同時に、これに付随します規則、要綱等をあわせ、年間169件を取り扱っております。事業費としましては、これらを管理しますシステムの運用経費が主なものとなっております。

次に、顧問弁護士への委託につきましては、引き続き2名の顧問弁護士に依頼をしております。平成25年度では15件の相談をさせていただいております。なお、平成24年6月に提訴がありました住民訴訟につきましては、前川顧問弁護士を訴訟代理人として対応をしておりますが、現在、控訴人は最高裁判所に上告をしておりますので、引き続き、前川弁護士を訴訟代理人として対応していくこととしております。

19ページをお願いいたします。

成果並びに今後の課題としましては、特に課題として捉えておりますのは、平成28年から一部利用が開始されますマイナンバー制度に伴い、本市として必要な制度設計及び条例改正等について研究をしていく必要があると思っております。

次に、人事管理事業費でございます。人事管理事業費は、職員研修、職員採用、人事評価制度の構築や職員の福利厚生事業並びに給与管理事務に係る支出が主な内容でございます。

①人材育成事業につきましては、職員の基礎能力の向上や専門的な知識の習得のための研修を実施しておりまして、市独自のものでは、19ページ中段から20ページ、21ページ、22ページの上段までに整理をしておりますように、21の研修に述べ1,339名の職員が参加をしております。また、広島県自治総合研修センターなど3機関が実施します研修には、述べ120名の職員が参加しております。

次に、23ページには、職員の派遣研修の状況をまとめておりますが、サンフレッチェ広島など民間等の経営ノウハウを習得すると同時に、各団体との交流と連携を深めるため、6機関へ6名の職員を派遣いたしております。

23ページの下段からになります。②職員人事管理事業につきましては、昨年6月に策定をいたしました第3次定員適正化計画に基づき、職員数の適正な管理を行うと同時に、24ページの上段にありますように、平成26年度、本年度の採用に向けた資格試験を実施いたしました。職員数と採用者数につきましては、表に整理をしたとおりでございます。

人事評価制度につきましては、管理職を対象に平成21年度から試行実施してまいりましたが、平成24年度からは消防吏員、保育所を除く一般職の職員へも範囲を拡大し、実施をしてきたところでございます。

24ページの下段になります。③職員福利厚生事業につきましては、労働安全衛生法などにより事業所及び職員双方に義務づけられております健康診断につき、職員が受診をしている状況を示したものでございます。

次に、④職員給与管理事業につきましては、条例並びに規則にのっとり適正に運用をしますと同時に、基本的には国の人事院勧告及び報告に基づき、各制度の改定を行って来ております。

とりわけ平成25年度では、25ページ上段から表に整理をしておりますように、国家公務員の給与の削減措置を踏まえ、本市におきましても、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9カ月間で一般職及び市長を含む3役において、給与の減額措置を実施したところでございます。上段の表から整理しておりますように、一般職の職員においては給料月額8%から3%、さらに特別職では市長で月額15%、副市長、教育長で10%をそれぞれ減額いたしました結果、中段下の表の合計欄にありますように、約9,800万円の削減効果を見たところでございます。

26ページをお願いいたします。中段上にラスパイレス指数の状況を示しております。

ラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数として示すものでございまして、本市の場合、平成23年度で101.0、24年度の参考値で100.8、25年度の参考値で100.9となっております。ここで参考値は注意書きにありますように、国家公務員に減額措置がなかった場合として比較したものでございまして、通常はこの比較となります。

成果及び今後の課題につきましては、26ページの下段、課題の3行目あたりに記述をしておりますように、また一般質問でもございましたが、今後3年間で管理職の52%が定年を迎えます。引き続き、職員研修並びに人事交流などで必要な人材の育成に努めていく必要があると考えております。

また、27ページの中段あたりになりますが、課題として、人事評価制度の記述をしております。現在、試行を続けておりますが、本制度につきましては地方公務員法の一部改正を受け、平成28年度から本格的な運用が求められておりますので、職員全体が納得できるような制度構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、広域ネットワーク管理事業費でございます。27ページの後段あ

たりになります。平成25年度は情報政策課が所掌しておりましたが、機構改革により、内部管理部分のみ総務課に移動しております。本庁、各支所、小中学校等の主要公共施設を結ぶ光ファイバー網の維持管理経費としてネットワークの機器修繕などが主な内容でございます。

次に、電算システム事業費でございます。28ページをお開きください。

電算システムには、住民記録、税、福祉、上下水道などの基幹系の業務と庁内LANを利用した情報系の業務があります。ここでは、システム全体を維持管理する費用として、①電算システム維持管理経費と②イントラネットパソコン等維持管理経費の2つに分けて記述しております。内容につきましては御参照ください。

成果及び課題につきましては、29ページの上段部分の課題に記述しておりますように、今後、更新時にコスト削減につながるためのクラウド方式の導入について研究する必要性を感じております。

また、中段あたりに課題として記述しておりますように、情報管理の徹底を図るために、職員の知識、意識の向上に努めると同時に、人的セキュリティ対策の充実を図る必要があると考えております。

次に、光ネットワーク整備事業でございます。29ページの中段あたりになります。情報系のネットワークシステムのうち、本庁及び支所のネットワーク機器やサーバーシステムなど、平成25年度において光ネットワークシステムの整備にあわせ約11億円の事業費のうち約4,400万円で更新作業を行いました。これにより将来必要であった作業の一部をこの機に実施することができ、コスト削減につながったと考えております。

以上で、総務課の決算の概要の説明を終わります。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。  
玉重委員。

○玉重委員 20、21ページの人材育成事業でちょっと気になる点です。まず21ページのほうで、多文化共生リレー講座があったわけですが、参加者が2名と。この2名はどこの課の職員か教えていただけるのでしょうか。

○青原委員長 杉安総務課長。

○杉安総務課長 個別の中身の資料については今手持ちがございませんので、後ほどお知らせをさせていただきたいと思っております。

○青原委員長 玉重委員。

○玉重委員 もう1つが、20ページで、まず9月26、27日で多文化共生職員研修で137名、各部署からの推薦者ということで参加されて、12月10日で受講者が希望する職員になった場合に2名しかないと。内容が書いてあるように多文化共生、市長の掲げておる重要施策の1つであるとされているんですが、これを見ると、職員さんが本当に重要施策の1つと認識されておるのかと。これも費用をかけて取り組まれておるわけですが、137名で、希望者になると2名と。この2名も担当課の2名かなと思ったりはしたんですが、ちょっとこの数字を見て市長の見解を伺います。

○青原委員長 杉安総務課長。

○杉安総務課長 市政の問題は市長の答弁になると思いますが、ここで整理をしておりますのは、研修の内容、それと受け付ける人員とのバランスを考えながら募集をしたり、自主的に手をあげて出たりする内容ですので、意欲がなくて少ないとか意欲があって多いとかじゃなくて、その研修の中身と募集人員に応じて職員を割り振ったりしています。特段、そこに意識が欠けておるとか、そういう課題があってこの人数が大きく開きがあるという認識ではないと思います。1つずつの研修の中身を見てみないとわからないんですけど、大体ここにあります研修はそういった形で職員を派遣したりあるいは募集したりしておりますので、内容によるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○青原委員長 続いて答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長 私もこの結果はよくわかりませんが、職員の方に多く参加してもらいたいんですけど、どういう理由で少なかったかというのはちょっと後から検証してみたいと思います。基本的には多くの市民の方にこの事業の必要性を知ってもらわないけんということで、今年度の訓示でも指示しておるところでございます。

多文化共生にかかわる税務課、建設課、福祉、教育、このことを職員が共有することによって「オール安芸高田」の精神でいけるということなので、このことが合併以来、安芸高田市に一番欠けていたところと認識しておりますので、今後、このことについては再度また職員にもハッパをかけていきたいと思っています。

これ、職員に限らず、安芸高田市も「オール安芸高田」と言ってるわけでございますので、今安芸高田市に一番欠けていることは「オール安芸高田」ということでございますので、このことによって小さなまちが団結して発展していくということでございますので、御理解を賜りたいと思います。職員もそういう意味の結束が大事ということは認識しております。

○青原委員長 玉重委員。

○玉重委員 今から浸透させないといけない中で、市民もですが、自分も実際中国の実習生とも関係があって、多文化には今後労働人口の問題とかで重要な課題と認識しておりますので、市長が重点施策にしておるわけで、予算もつけてますので、今度はこの辺の参加者の人数の結果もちょっとこだわって行って、予算をつけてやるわけですから、成果を出して行っていただきたいと要望いたしまして終わります。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員 主要施策の25ページのところですが、職員給与の管理事業ということで、9カ月の間、職員さん、労働組合等の合意のもと削減されました。この結果の成果ですが、職員さんとの関係で円満にやっていくのは当然なんです、このことを実行されて市にとっての交付金とかいろんなメ

リットとかいうものは特になかったのでしょうか。

○青原委員長 答弁を求めます。

杉安総務課長。

○杉安総務課長 企画振興部長のほうから総括説明の中にもありましたけれども、もう交付税のほうが減額措置を前提とした額であるということから考えると、職員の協力を得てこれを減額したということは、もうその時点で財政的にはメリットが大きいということだと、私、総務課のほうではそのように思っております。

今回の国のほうの要請の根拠となりますのは、東日本大震災の復興ということへの要請であったわけでして、そのことについて職員団体にも話をして理解を得てきたということは協力していただいたということは非常にメリットがあったと私どもは思っております。

○青原委員長 西岡財政課長。

○西岡財政課長 今の関連でございますけれども、総務のほうからは給与カットした部分の意義の部分ですね。私のほうからは、先ほど部長の総括説明でもありましたけれども、交付税が実質減るわけです。ですが、国が要請した減額の率というのは7.8%ですね。本市においては金額的に約9,800万円という部分ですが、平均で率が5.82だったですか。ですからその差額はあります。その部分は当然国は見込んで交付税のほうを削減をしてきております。交付税のほうから言うと、その分だけ多い額が削減されておるわけでありまして、実質には4,000万余りかもわかりませんが、人件費については交付税の算定が詳細にわかりませんが、国がはっきり示さない限りわかりませんが、おおむね3月にもお話をさせてもらったと思うんですが、1億3,000万円から4,000万円の間だと思います。その差額という部分が4,000万円ぐらいあるのかなという部分は思います。その部分だけは一般財源という形に最終的にはなっていると思います。これもうデメリットの部分かもわかりませんが、以上です。

○青原委員長 石飛委員。

○石飛委員 地方交付税という形のみならず元金交付金とか、いろんな特別交付税も出てくる部分、受けてる部分もあると思うんです。そういうものに対するものは全くなかったんですか。メリットもあれば、お願いします。

○青原委員長 西岡財政課長。

○西岡財政課長 国の景気対策の部分の臨時交付金というのは、平成24年度以降、毎年あっておりますが、今の部分の給与削減については、交付税制度自体の流れが今大きく変わろうとする中で、行革努力をした部分に対して交付税を交付しましょうという流れになっております。

どうということかという具体的には、地域の元気づくり推進費というのが中に入れられまして、それが4,000万円ぐらい、昨年ありました。それでいえばとんとんなんです、そういった形で本来交付税というのはどこの地域におっても平等な部分の行政サービスを得られるためのものですが、そういった努力の部分に対して交付される中身が変わってき

よるということですね。ですが、その部分だけはプラスになっております。また、26年は新たな部分のアルファードがあるというふうに理解しております。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員 先ほどの職員、また管理職さんの賃金にかかわることなんですけど、交付税そのもののあり方に問題があるというふうに思うんですよ。

この地方交付税というのは大体所得税とか法人税とか5税の中のパーセントを決めて集めて、それぞれの地方公共団体が占める部分を国がまとめて集めてそれを配分していくと。これは地方交付税というのは国税ではあるんですけども、やはり地方自治体に対する地方税だというふうな考え方を持っていないといけんと思うんですよ。それが国の都合によって地方を無視した地方交付税の取り組み方というのは、これ地方交付税法に私は違反するんじゃないかというふうにも考えているわけです。その点について、行政としてはどういうふうに見えるかお聞きしたいと思います。

○青原委員長 今の部分は財政課のほうでお願いできればと思います。

ほかに質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員 28、29、30ページになりますが、情報化ですね。成果と課題のところでは今後の課題といったところで、28ページにおいては、人的セキュリティを向上させる必要があると。29ページにおいても同じように、これは電算システムの事業維持管理というところにも人的セキュリティ対策をルール化する必要があると。次の30ページですね。これはもう光ネットワーク整備事業費の関係ところにも人的セキュリティ工事をさせる必要があると。この辺のルール化、こうしたところはどういうお考えで計画的に考えておられるのか、そこら辺の今後の方針とかお聞きしたいと思います。

○青原委員長 杉安総務課長。

○杉安総務課長 同じ表現をさせていただいておるということは、それだけこのことが重要であると認識を持っております。

そのことは、つい最近では、ベネッセの2,000万件の情報漏えいということもありまして、平成26年度とりわけ今年度も取り組んでおるんですけども、人的セキュリティでは毎年度やってきた職員研修にも力を入れてまいりたいと思いますが、内部監査をしていきたいと。これは研修も含めてですけども、そういうハード的な部分についてのセキュリティ対策というのも力を入れてまいりたいと思います。

既に実行しておりますのが、ベネッセでもありましたけど、ネットワークにつながっておりますパソコンにUSBでありますとかスマホとか、そういったものをつなげて情報を持っていったわけですけど、それがハード的、システムの出来ないような仕組みが必要だと思っております。今ま

でそれが全然してなかったかということ、してはいたんですが、その状況をつぶさに電算管理系のほうでは見れますので、リアルタイムで、不正なことについての監視はできていましたが、それだけでは不十分であろうというふうに思いますので、それぞれつなげられるものに制限をかけたいと思っております。既にUSBにつきましては、つなげられるものについての登録と数の制限もさせていただきたいと思っております。

ただ、写真とか容量の大きいものにつきましてはどうしても必要になってくるだろうと思っておりますので、そのことにつきましては特別に用意されたものでこれを登録するということができますので、それは随時相談に応じて対応させていただきたいと思っておりますので、これは御相談をさせていただきたいと思っております。いわゆる人的にこれを防いでいく部分とハード的に防いでいく部分とを組み合わせる今後ともやってまいりたいと思っております。

○青原委員長 前重委員。

○前重委員 そういう中で、今回これは統括されておるので総務だけじゃないんですよ。教育委員会、特に先生方。こうしたところが幅広くこういうUSBとかスマホとか使われるような時代にもう入っておるわけなんですよね。今現在。これから教育委員会のほうでは情報化ということで、そういう電子黒板とか、いろんな形をこれから計画してやっていかれるという方向になっております。そうしたところでこれは幅広くいろいろな方々の制約になってきますので、そうしたところを含めてしっかりとした対策、対応をですね。今回も議員のほうにいきなりUSBは使いませんとかいう話がまいりましたので、そういうことがいきなりというんじゃないしに、やはり計画性を持ってそうしたところをしっかりと職員、教職員の方に対してもそういう方向性を持って計画的に進めていただければと考えるので、お願いをしておきます。

○青原委員長 答弁を求めます。

杉安総務課長。

○杉安総務課長 ネットワークの管理者をそれぞれ決めておまして、その管理者はそれぞれの所属の管理職です。このたび管理職の方々に集まっていたいで自分の管理するネットワークの中に誰がつながっておるかというところも管理をしてもらっておるので、議員さん方もつながっておるんですが、そういったところについても管理職として管理をする中で説明をして理解をしていただきたい。数に制限をかけるので不便にはなりますけれども、そのことは、すなわち職員にも言ったんですが、自分を守ることにもつながりますので、そのことは学校の先生にもしっかりと御理解をいただくようにしたいと思います。

なぜかといいますと、やはり情報が一端漏れてしまうと、非常にこれは大きな損失でして、過去には京都府の宇治市で22万人分の住民基本台帳が漏れました。そのときに、損害賠償訴訟を起こされて、1人、1万円の損害賠償と5,000円の弁護士費用ということで、これも判例で額が決ま

りました。ですから、22万件となると何億という話です。安芸高田市においてもそれは3万人のことが漏れると、計算すると3億円と。理論上です。実際にあるかどうかは別です。

ですから、そういう危機感を持ってそれを扱っていただきたいということをネットワーク管理者であります課長職に申し上げて、そのつながっているネットワークの人に御理解をいただいて、少し制約、制限はかかりますが、御協力をいただきたいという趣旨でございました。

○青原委員長 前重委員。

○前重委員 その辺は理解をいたします。

やはりこれから情報社会がどんどんどんどん発展していく中で、やはりそういう制約が強過ぎるとまた逆にそうしたところがおくれていくところもありますので、大変難しいところだと思えますよ、言われているのがね。ただ、しっかりとしたそうしたところを受けて、先ほどもありましたように、これから平成28年度からはマイナンバー制度とかいうこともありますので、そういった情報漏えいとかがないような形もとっていかないけんという計画はされると思いますので、その辺、一方では制約があり過ぎてなかなか追いついていかないところが出てくるんじゃないかなというのも危惧しますので、その辺も含めてしっかりとした対策、対応をしておいていただくようお願いして終わります。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

久保委員。

○久保委員 21ページの研修のところ、一般質問でも女性職員への研修というところを質問させていただいて、研修もさせておりますという中身の一つがこれだろうと。一番下の女性職員向けワークライフバランス研修全2回で延べで32人ということは、全2回ということは半分の16名でよろしいのかということと、受講者の対象として専門員級と主任級の女性職員とありますので、ここに位置する女性職員が何人いらして、受けられなかった人への対応をどのようにされるのかということをお伺いしたいと思います。

○青原委員長 杉安総務課長。

○杉安総務課長 具体的な数字については今ちょっと持っておりませんので、また調べてお知らせをしたいと思います。述べ32人ということですので、委員の御指摘のとおりだったと思います。16名ずつだろうと思いますけれども。その分母となる職員数については少し時間をいただいて調べます。

基本的には、将来にわたって全女性職員を対象にこれを受けていただきたいと思っておりますが、やはり職場の事情でありますとか、2日間行かなくてはならないという制約とかいろいろある中で、なかなか人選が難しいという面もあります。そういう面もありますが、やはり今後、委員御指摘のように、それと成長戦略でも女性の管理職、社会的地位の向上ということで3割以上のリーダー職をつくっていかうというのが安倍政権の成長戦略でありますので、それを考えると、やはり安芸高田市

としましてもその趣旨をしっかりと理解して取り組んでいきたいと思っております。

先ほどの分母となる部分ですね、平成26年4月1日で専門委員級から主任級48名の職員に対してということになります。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって、総務課に係る質疑を終了いたします。次に、危機管理課の決算について説明を求めます。

行森危機管理課長。

○行森危機管理課長 おはようございます。

危機管理課が所掌します事務事業の決算の概要について、御説明を申し上げます。

主要施策の成果に関する説明書の30ページからをお開きください。最初に、交通安全推進事業費でございます。

交通安全に対する活動としましては、交通安全運動機関を中心とした交通安全意識の普及啓発及び交通危険箇所における安全施設の整備など、ソフト、ハードの両面による推進を図っております。特に交通安全運動推進隊や交通安全協会、及び安芸高田警察署と連携して各種行事や事業、並びに交通安全施設の整備を実施してまいりました。

事業の実施内容につきましては、30ページから31ページに一覧を記載しております。①行事・事業等につきましてはごらんいただきたいと思っております。

②は、交通安全運動推進隊の助成事業でございます。主には、79名の推進隊員の活動保険並びに隊員の服装などの活動経費にあてたものでございます。

③交通安全施設設置事業でございますが、市内の交通危険箇所、カーブミラーやガードレール、道路安全表示などの交通安全施設の施設整備及び維持修繕にあてたものでございます。

④でございますが、平成23年度より実施しております、高齢者の免許自主返納支援事業で、平成25年度は51名の返納者に支援をしております。

成果としましては、交通安全施設については計画的に要望箇所の整備を進めることができたと考えます。特に、死亡事故が発生した交通危険箇所につきましては、安芸高田警察署と連携し改善策を講じることができました。

課題としましては、全国的に高齢者が関係する事故が後を絶たず、高齢者に対する交通安全啓発を粘り強く進めていきたいというふうに考えております。

また、31ページ中段の表には、平成15年からの管内における交通事故の発生状況を表しております。

次に、防犯推進事業費でございます。

防犯対策につきましては、地域安全推進員や地域振興会、安芸高田警

察署と連携し、見守り活動や特殊詐欺等に対して啓発活動を中心に被害防止を図っております。

32ページをごらんください。

①防犯啓発事業では、高齢者教室など防犯講演や地域安全推進員の定期の情報交換会やお太助フォンによる防犯情報の発信を行っております。

③地域安全パトロール支援事業では、4名の臨時職員を雇用し、パトロール車2台で市内のパトロールを実施しております。また、週1回の不法投棄物の回収や簡易な道路補修、各種調査業務などをあわせて実施しました。地域の見守り活動団体を対象にした青色回転灯に必要な青色防犯パトロール講習もあわせて開催をしております。

成果としまして、地域の皆さんによる見守り活動やパトロールが定着してきたことにより、地域内の防犯活動が確実に実施されているというふうと考えております。

また課題としましては、各種防犯情報の共有をさらに充実させ、引き続き防犯啓発を進めてまいりたいと考えます。

次に、防犯施設管理事業費でございます。

地域防犯灯の新設等に対して申請団体に補助金を交付しております。あわせて市管理分の防犯灯の維持管理経費を支出しております。また、市内の主要幹線道路に交通事故分析や犯罪抑止策の一環として、屋外監視カメラを2カ所を設置しました。

33ページの上段にはそれぞれ事業量を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

成果としまして、地域で安全安心に対する認識の高まりにより、事業が効果的に利用されているというふうと考えております。

33ページの中段の表は、平成15年からの管内における刑法犯の発生状況を表しております。

次に、非常備消防費でございます。非常備消防費は、消防団員の人事、報酬等人件費の管理、福利厚生などにあてた経費でございます。

34ページをお願いします。

主なものを申し上げますと、①でございますが、団員826名に対する報酬、費用弁償、団員の訓練手当及び水火災時の出動手当の支出をしております。

②におきましては、火災出動及び警戒出動における団員の出動状況でございます。

③におきましては、団員の各種研修及び訓練等の実施状況についてそれぞれ出動回数や人員等を記載しております。

成果としましてですが、各方面隊の実施する訓練により確実に技術の向上、及び指揮命令の統一が図られていると考えます。また、自主防災組織の訓練に参加し、地域と連携した活動が実施できたというふうと考えております。

課題ではありますが、団員の欠員に伴う確保が慢性的な課題となってい

る状況がございます。

35ページをごらんください。消防施設管理費でございます。消防団の施設並びに設備等の維持管理を行う経費でございます。

主なものは45カ所の消防詰所、格納庫及び70台の消防団車両の維持管理、及び消防団車両1台の更新費用にあてたものでございます。

成果としましては、消防団の再編事業に伴います美土里、高宮の再編整理が完了しました。機能強化を図ることができたというふうに考えます。また引き続き水洗化等の事業実施に努めてまいりたいと考えます。あわせて廃止となる消防詰所につきましては、解体及び譲渡を行っております。

課題としましては、美土里、高宮以外の詰所について経年劣化に伴う施設修繕等維持管理経費の増加が今後懸念されてくるというふうに考えます。

次に、消防施設整備費でございます。

主には、吉田、美土里、甲田、向原地区に40トン級の防火水槽6基の設置、それに伴います土地取得に伴う登記事務及び消防団再編事業計画によります高宮方面隊第6分団、川根地区になります。再編に伴う消防詰所の新築工事、及び廃止とする詰所の解体工事にそれぞれ要した経費でございます。

防火水槽につきましては、引き続き要望のあります地区について計画的に整備を実施してまいります。また、再編以外の詰所について引き続き水洗化工事を計画的に進める予定でございます。

成果としましては、消防水利不足地域に対して水利の確保ができたと考えます。また、消防団再編事業により施設の更新並びに機能強化、及び指揮命令等の充実を図ることができたと考えます。

課題としましては、消防水利の不足地域の解消を早期に整備する必要があるというふうに思っております。

次に、防災施設管理費でございます。36ページ、中段からごらんください。消防団及び災害対策用として移動系無線及び各種防災関係機器の維持管理に要した経費でございます。

成果としましては、防災施設の適正な維持管理ができた。

課題としましては、昨年10月から市内全域で運用を開始しております、お太助フォンによる情報伝達等の効果的運用について充実をしていく必要があると考えております。

次に、災害対策費でございます。37ページをごらんください。

主には、自主防災組織に対してそれぞれ設立、資機材購入、防災訓練等に対して補助金の交付をしております。なお、自主防災組織につきましては平成25年度末で80組織、90.7%、対前年比3.9%の増というふうになっております。

また、Jアラート、全国瞬時警報システムというふうに言われておりますが、Jアラートの自動起動機を設置し、お太助フォンへ自動的に情

報伝達が行われることになりました。

成果としましては、訓練等を通じて自主的な防災活動が定着し、その活動に対して支援ができました。また、Jアラートの自動起動装置を設置し、緊急時の情報伝達手段が確保できたというふうに考えております。

課題としましては、自主防災組織の活動に差異があると思います。引き続き活動に対する支援を行うとともに、未設置地域への推進に力を入れてまいりたいと思います。

最後に、消費者行政推進事業費でございます。

主な事業内容としましては、毎週2回相談日を定め、専門の相談員を1名雇用しております人件費で、市民からの相談に応じ情報の提供及び解決方法の指導、助言を行っております。

また広島県から事務移譲を受けました、電気用品安全法及び消費生活用製品安全法による立入検査を実施し、不適合な製品の販売防止を図りました。

一番下の表は、平成17年度からの相談件数及び平成25年度の相談内容を掲載しております。相談内容につきましては、38ページの上段に記載をしております。

成果としましては、相談内容が多種多様で複雑化する中、相談員や関係部署と連携し専門的な指導、助言により解決が図られているというふうに考えております。

また課題としましては、依然として高齢者の相談割合が多く、関係部署との情報交換など被害の未然防止に向けた啓発が必要であるというふうに考えております。

以上で、危機管理課の説明を終わります。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

久保委員。

○久保委員 37ページの消費者行政のところ、県から移譲を受けられている事務のうち電気用品安全法による立入検査ということで、不適合な製品の販売防止を図ったと。具体的にはどんなものがありますか。

○青原委員長 行森危機管理課長。

○行森危機管理課長 それぞれ電気用品とか消費生活用製品については、製品に適合していますというマークがあります。P Sマークとか。そういったマークが適正に製品に表示されているかというのを確認して、表示がないものについては販売停止をお願いするというものでございます。

○青原委員長 ほかにありますか。

熊高委員。

○熊高委員 36ページの防災施設管理費に関係するんだと思うんですが、庁舎に、長期停電時の自家用の発電機が設置してあると思うんですが、その管理状況等は毎年当然この管理費の中でやっておられると思うんですが、その辺の状況は十分できておりますか。

○青原委員長 山中財産管理課長。

- 山中財産管理課長 議員御指摘の非常用の発電機でございますけれども、財産管理課のほうで庁舎管理費の一環として定期的な検査、あるいは部品交換等を行っておるところです。以上です。
- 青原委員長 熊高委員。
- 熊高委員 庁舎は避難のための施設にもなっておりますね、ここはね。そういった意味で危機管理室の運用としての関係もあると思うんですね。そういった観点で連携がされておるのかどうかということ。発電施設は地下にありますよね。そういうことも含めて、水害等が最近多いので、この辺も江の川流域になりますので、そういったことも含めての維持管理というのを危機管理室としてどのようにしておるかというのがちょっと気になったものですから、お聞きしたのですが。
- 青原委員長 行森危機管理課長。
- 行森危機管理課長 非常用電源に関する連携というところでございますが、先に近いところでは8月19、20日の広島市を襲った災害がございます。当安芸高田市においても落雷等、大変な雨も含めて夜中に停電が発生しました。即座に非常用電源が働いて、庁舎内、復旧はしましたが、そのときに財産管理課のほうにも連絡を入れさせていただいて、機器の点検であるとかそういうところも確認をいただいたという経緯がございます。
- また、施設については財産管理課長のほうから。
- 青原委員長 山中財産管理課長。
- 山中財産管理課長 発電機自体は4階部分になると思うんですけど、発電機は屋根の上の施設の奥の中にあります。地下にあるのはその燃料ですね。燃料庫が地下のほうにあるという状況でございます。以上です。
- 青原委員長 熊高委員。
- 熊高委員 燃料は何日分ぐらいあるんですか。備蓄は。
- 青原委員長 山中財産管理課長。
- 山中財産管理課長 最大3日間動くような燃料を備蓄しております。以上です。
- 青原委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 秋田委員。
- 秋田委員 非常備消防費の中で消防団員についての質問をさせていただきます。先ほど課題のほうで、消防団員の定員割れが続いており、団員確保が慢性的な課題となっているということで、あと説明等は余りなかったと思うんですが、今後もいろんな意味で人口減少問題等も含めてこの課題は続くだろうと思います。そういったあたりのお考えはどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。
- 青原委員長 行森危機管理課長。
- 行森危機管理課長 消防団員の定員は合併以来865名となっております。合併以降、大体30名前後の欠員がずっと続いております。役員は任期というのがございます。2年に1回。どうしてもその役員交代の時期に退団をされる方が大体四、五十名おられます。新入団員の方が約二、三十名ということで、どうしてもその役員交代の時期に定員の欠員がひどく生じておる

わけですが、各町でそれぞれ方面隊長さん、分団隊長さんにいろいろ御協力いただいてOBの方の再入団であったりとか、積極的に若い方の入団促進もしていただいております。含めて、女性消防団ということで今年度募集をかけるようにしております。何人の方に手をあげていただけるかというのはちょっと見当がついておりませんが、その辺の対応をしながらできるだけ団員の確保を図っていきたいと思っております。

○青原委員長

秋田委員。

○秋田委員

今答弁をいただきました、女性消防団員ですね。その確保ということでございました。昨年もこの課題があったときに女性消防団員の入団促進を行うというようなことが書いてございましたし、今の答弁にもそういうことがございました。ただ、周知のとおり、消防団の任務は多岐にわたったような、特に災害等にも土のうをつくって積んだりとかあるわけです。それは自主防災組織もかなりできているということで対応の部分では消防団だけではないんですが、そうした部分で人数の確保というのはある意味、地域ごとにきちんと確保しとかんとなかなか困る部分があるんじゃないかということでこの質問をさせていただいておりますけれども、女性の方の入団を促進されることを答弁されたので、私もそのところが言いたかったので、そういった部分も含めて、今後しっかり取り組んでいただきたいと思います。再度、お伺いいたします。

○青原委員長

答弁を求めます。

行森危機管理課長。

○行森危機管理課長

委員おっしゃるとおりだと思っております。満遍なく6町にそれぞれ配置ができれば一番いいわけなんです、その辺はとりつきのことですので、できるだけ広く広報をさせていただきます。そういった入団の状況を見ながら、また入団促進のあり方というものを考えていきたいと思っております。

○青原委員長

ほかに質疑はありませんか。

藤井委員。

○藤井委員

災害対策費についてお伺いいたします。37ページの資機材の購入補助金、2団体があるわけですが、これはどういった機材を購入されているのか。補助金は率として何パーセントになるのか、お伺いしたいと思います。

○青原委員長

答弁を求めます。

行森危機管理課長。

○行森危機管理課長

資機材の購入の件でございますが、これにつきましては、特別、資材の名称といいますか、項目は定めておりません。ある程度その地域の中で防災に使用されるということであれば、割と間口を広げて補助対象にさせていただいております。

やっぱり主には、そういった防災資機材ということになりますので、例えば土のう袋であったりとか懐中電気であったりとか消火器であったり、いろいろとその地区の活動によって特性がそれぞれありますので、割と

幅広くそういった資材の購入に対して補助金を出しております。

またこの補助の額なんですけど、これは定額の5万円プラス500円掛ける申請団体の世帯数ということになります。したがって、例えば、100世帯でございましたら、5万円プラス500円掛ける100世帯ということになりますと5万円と5万円ですので10万円の上限の補助ということになります。以上でございます。

○青原委員長

藤井委員。

○藤井委員

ここにも書かれておりますように、自主防災組織が25年度末で80組織、組織率は90.7%というふうになっております。今回、広島市安佐南区、安佐北区の大雨による土砂災害、こういったことは本市でも考えられるというふうに思うわけです。そういったときに、災害に対しての資材とか機器材、そういったことが本庁であるとか支所であるとか、また避難場所、場合によってはこういった自主防災組織、こういったところでそういった機器とかいうのが必要な部分が出てくると思うんですよ。そういった今後の予算づけというのは、これはきちっとやっていかないと、今防災の資機材にしても多額なものもあります。場合によっては今申し上げましたように、支所であるとか避難場所であるとか防災組織であるとかいうふうになってくると個数もふえてくると思うんですよ。そういったことの整備を進めるために、やはりその予算づけというものもきちんとして年次計画を立ててやっていかないと、いざというときには何もなかったということになると思いますので、そこらあたりの考え方をお伺いしたいと思います。

○青原委員長

行森危機管理課長。

○行森危機管理課長

先ほどの委員さんの御質問でございますけれども、現在、市が定めております避難場所につきましても的確な資機材を確保しておるかということになりますと、そこまでは整備はしておりません。ある程度、本庁、支所において防災資機材を何らかの備蓄をしたりしております。今後、そういった避難所の開設、あるいは運営にあたっていろんな必要なものというのが出てくるだろうと思います。そういったところというのはまた研究しながら整備できるものは整備をしていく必要があるだろうと思っておりますが、財政のこともございますので、その辺のところの整理もしながら計画等をつくって進めることができれば、そういうふうに進めていく必要があるだろうと思います。

○青原委員長

藤井委員。

○藤井委員

それと、自主防災組織もここまで普及してきて、それぞれの組織ではいろんな訓練等もされているわけでございます。そういう訓練も専門家じゃないわけですから、マニュアルに沿ってやっていくしかないんです。今回の広島市の災害にしても、ふだんは訓練しておっても、夜中であつたりとか時間帯によっては、急なことでなかなかそこらあたりまでそういう通常の防災訓練が役に立たないということもあって、今、防災士という資格を取る方も結構多いんですよ。これ、本市では防災士の資格

を取るのに補助はあるんですか。

○青原委員長

行森危機管理課長。

○行森危機管理課長

防災士でございますが、これは広島県が平成21年からちょうど25年度まで5カ年で防災士の育成ということで、県あるいはそういった防災機構が資格取得のための講座を開いております。その間、安芸高田市におきましては9名の防災士さんが誕生しております。それぞれ各町に1名以上は資格を持った方がおられるということでございます。

その資格取得のための補助でございますが、これは防災士に登録する諸費用等が発生します。そういったところを実費で補助を出させていただいております。以上です。

○青原委員長

藤井委員。

○藤井委員

今、本市では9名の防災士の資格を持っておられる方がおられるということですのでよろしいわけですね。

県のこういった研修制度、25年ということになるともう去年で終わってるわけですが、今後のそういうものはないんですか。

○青原委員長

行森危機管理課長。

○行森危機管理課長

県の事業として今年度までということでございますが、これは全国的に一般講習的な資格取得の講座ですか、そういったものは開催はされておるといふふうに聞いておりますので、その辺のところは引き続き、しっかり皆さんに受講していただけるような体制を検討していくということが必要なのかなというふうに思います。

○青原委員長

藤井委員。

○藤井委員

自主防災組織も80組織まで膨らんできているわけですね。やはりこういった防災士にしても自主防災組織の中に少なくとも1名はいないといけないと思うんですよね。積極的に実費補助を出してるわけですから、各自主防災組織に声がけをして、こういった防災士の資格をきちんととっていくような推進というものが普通だと思うんですよ。もう今ね、防災士どころか、この防災士のリーダーを育成しようという、もう一段上にいってるわけですね。そういったことをきちんと行政のほうも掌握しながらやっていかないと、幾ら80組織の自主防災組織があっても、いざいうときにこういったことが役に立ってこない。全てが役に立たないという意味じゃないですよ。さっきも言いましたように、夜中であるとかそういった時間帯であるとか、災害も多種にわたってきてるわけですから、こういったことをきちんと市として育成をしていかんといけんとと思いますが、どうでしょうか。

○青原委員長

行森危機管理課長。

○行森危機管理課長

この防災士、現在9名ですけど、その防災士の活動というところをいま一度連携して進めていきたいというふうに考えております。それぞれ資格を取られましても、こういった活動をしていくのかということになりますので、その辺は防災士さんと連携しているんなところに出させていただくということも必要になってくるだろうと思います。

そういったことを踏まえて、また自主防災組織の中でリーダーの育成といたしますか、そういったところが当然必要になってくるだろうと私自身も思っております。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

先川委員。

○先川委員 37ページの市消防・県防災ヘリコプター運営負担金の内容について、御説明をお願いします。

○青原委員長 行森危機管理課長。

○行森危機管理課長 これは市、県がそれぞれ所持しておりますヘリコプターの運営経費に対して、自治体ごとに金額は割り振られます。それを負担金として納めて、半額の2分の1を補助で歳入で入ってくるというものでございます。主には運転手さんの人件費であったりとかヘリコプター機器の修繕であったりとか、そういった経費にあてられるものでございます。

○青原委員長 先川委員。

○先川委員 そうすると出動回数とかヘリポートの数とかこういうことではなしに、全体に掛った費用を割って出された金額と解釈していいですか。

○青原委員長 行森危機管理課長。

○行森危機管理課長 予算じゃありませんけど、それぞれ1年間の経費を算定されます。それによって均等割と人口割でそれぞれ算出されまして、それが請求されるものでございます。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉井委員。

○玉井委員 37ページの消費者行政推進事業のところで、消費者相談件数が今回85件あったんですが、解決したのは何件ぐらいですか。

○青原委員長 行森危機管理課長。

○行森危機管理課長 85件に対しての解決件数ということですが、それぞれ相談者あるいは相談員のほうから、特別、何件解決しましたというのはございません。あくまでも先ほど申し上げましたように、相談者の方に対しての指導助言ということで、最終的には相談者がみずから解決を図っていくということになりますので、何ら返事がないことにつきましては、いい方向に解決しているんだろうと考えております。

○青原委員長 玉井委員。

○玉井委員 オレオレ詐欺とかはこの中には入らないわけですか。

○青原委員長 行森危機管理課長。

○行森危機管理課長 当然、そういった相談があればここに入ってきますけど、実際にそういった相談内容については平成25年度においてはございません。情報提供ということで入ることはあります。今、こういった不審な電話があったよとか、そういったことでは情報提供として入ってくることは割とあります。

○青原委員長 玉井委員。

○玉井委員 やはり高齢化しているので、こういう情報、こういう事例があるとい

うことをもう少し何らかの方法で市民の方にわかっていただいで、今でしたらお太助フォンでオレオレ詐欺の件を言われていますが、そういう情報の共有化というか、それを周知というか、そういうのがあるともっと高齢者の方も相談もできるでしょうし、解決に向かっていくのではないかと思います、そこら辺は。

○青原委員長

行森危機管理課長。

○行森危機管理課長

委員がおっしゃるとおりだと思っております。このことに関しまして、いろんな部署、あるいは社会福祉協議会、民生委員、児童委員さん、あるいはケースワーカーさんとか、ヘルパーさんとかいろいろそういった高齢者のお宅を訪ねられる方がたくさんおられます。そういったところへ御協力をいただくということで、こういった振り込み詐欺に関する研修会とか講演とかをさせていただいて、くまなく御協力をいただいておりますというのが状況でございますし、それぞれ高齢者大学というのが6町で盛んにやられております。そういったところに警察署であったり市のほうであったり相談員であったりが出向いてこういった話をさせていただいておりますので、こればかりは粘り強く続けていくということが必要だと思いますので、引き続きしっかりとした啓発をしてまいりたいと考えております。

○青原委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○青原委員長

質疑なしと認め、これをもって、危機管理課に係る質疑を終了いたします。

ここで11時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長

休憩を閉じて、再開をいたします。

次に、財産管理課の決算について説明を求めます。

山中財産管理課長。

○山中財産管理課長

財産管理課が所管します、決算の概要について説明をさせていただきます。

主要施策の成果に関する説明書を使って説明をさせていただきます。38ページをお開きください。

まず、公有財産管理費でございます。25年度の財産異動につきましては、表に掲げてございます①の表のとおりでございます。

主なものでは、土地では八千代「いこいの森」の普通財産から行政財産への台帳修正などによる増加と向原総合福祉センターなどの行政財産から普通財産への所管がえなどにより、減少により行政財産が増加し、普通財産が減っておりますが、それらを合計しますと土地2018.16平米が減少しております。

建物のほうでは、行政財産として生涯学習センターみらいの新設による増があったものの、向原総合福祉センターなどの譲渡や普通財産では甲田支所別館解体などにより行政財産、普通財産とも減じておりまして、合計も1万1866.30平米減少しております。

歳出の主なものですけれども、建物災害の保険料、草刈り業務、測量業務等の委託料などが主な歳出でございます。

成果でございますけれども、15件の未利用地の売却処分を行ったことでございます。

課題といたしましては、不要財産の見直しを行い、広報紙での情報提供などにより市有地売却の一層の取り組みを行うことが今後の財政の厳しくなる中、重要と考えております。

次に、39ページをお願いいたします。用度管理費でございます。

成果でございますけれども、事務消耗品の一括購入により安価な購入に努め、不要な購入を避けることで経費削減と職員の事務軽減を図りました。また事務機器の一括購入によりリース料の削減を図り、経費削減に努めたところでございます。

課題としましては、事務消耗品をグリーン購入やリサイクル商品等の環境に配慮にしたものに特定していくこと。また、新規の機器導入をできるだけ抑えるとともに、支所の事務機器の見直しを行い、経費削減と適正管理に努めたいと考えております。

39ページでございます。庁舎管理費につきましては、本庁及びクリスタルアージョ、また各支所の庁舎管理を行ってまいりました。主な経費としましては、表のとおりでございます。

成果としまして、本庁・各支所をIP電話化し、各庁舎間の内線通話を可能といたしました。また、電話設備会社の一本化と回線数の見直しにより経費削減を行ったところでございます。また、光熱水費の夏季節約に取り組み、ピーク電力の抑制を行いました。また、21年度に改定があった消防法に基づき、全庁舎の消火器の更新を行いました。本庁・高宮支所排出ごみの分別化を徹底し、資源ごみの回収・販売を行ったところでございます。

課題としましては、21年度改正の省エネ法に基づく施設の管理基準により、引き続き省エネ対策を行っていくこととでございます。

40ページをお願いいたします。一般車両の管理費でございます。公用車の管理につきましては、経費として燃料代、保険料、車検に係る修繕費などを支出しております。

成果としましては、台帳整理等、公用車の管理を通じまして老朽化した車両を廃車、売却により収入を得るとともに、新規の導入車両については事業課の専用車両を除き、メンテナンスリース契約として更新時には主に軽自動車にかえるなど、経費の節減を図ってきたところでございます。

課題としては、今度も維持管理費の軽減に努めてまいることとござい

ます。

41ページをお願いいたします。地域活動拠点施設費でございます。所管しております基幹集会所29施設を指定管理施設として各地域振興会に3年間の委託契約をしております。指定管理料のほか修繕費や浄化槽の保守点検経費などを収支しております。

成果でございますけれども、25年度につきましては9件の集会所整備補助金を交付し、地域活動の支援といたしております。

課題としましては、基幹集会所の6割が築30年を経過しており、維持修繕費圧縮のための計画的な修繕が課題と考えております。

以上で、財産管理課の概要説明を終わります。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

玉重委員。

○玉重委員 39ページの用度管理費で、一括購入での金額はどれぐらいになるんですか。

○青原委員長 答弁を求めます。

山中財産管理課長。

○山中財産管理課長 新規導入のコピー機におきましては、例えば一括のリース契約を行うことによりまして、月額約7万円の減でございます。これをリース期間でいいますと5カ年で1年分かける5倍ということで、5カ年でいえば418万円ぐらいの減額が見込めると考えております。以上です。

○青原委員長 ほかに質疑はありますか。

児玉委員。

○児玉委員 今の用度管理のところなんですけど、用度管理費が931万4,000円。前年度がこれも933万円ですから2万円ぐらい努力された部分だろうと思うんですけど、消耗品費が24年度で111万7,000円、これが倍ぐらいになっておるんですけど、ここを少し説明していただけますでしょうか。

○青原委員長 答弁を求めます。

山中財産管理課長。

○山中財産管理課長 用度管理費の消耗品費でございますけれども、この用度管理いわゆる消耗品費なんですけれども、一括購入で、例えばコピー用紙とかも庁舎全体で購入して経費の削減に努めておるところでございます。そのため、いわゆるこの用度管理で消耗品で支出する以外に、各事業課のほうで補助対象経費等で支出をお願いする部分も若干ございます。そうした中、支出の総額としては大体80万円ぐらいは減少しているところなんですけれども、ただ補助対象にあてた補助対応の額が若干減っておりまして150万円ぐらいちょっとふえておるような形になっておりますけれども、市の全体の支出総額としては、今申しましたように80万円ぐらいが減少しているという状況でございます。以上です。

○青原委員長 児玉委員。

○児玉委員 そうすると、今の表示されておる中がちょっと違うってことですね。積算されてる部分。ということであれば、ここはしっかりと分類さ

れた、比較ができるような数値の出し方をされたほうがいいんじゃないかと思うんですが。いかがでしょうか。

○青原委員長

山中財産管理課長。

○山中財産管理課長

今おっしゃったように、実際の支出総額とここに出てくる金額と比較ってというのがちょっと難しい部分があると思いますので、資料の作成についてはちょっと検討したいと思います。以上です。

○青原委員長

ほかに質疑はありませんか。

藤井委員。

○藤井委員

41ページの一般車両管理費の保険料で自動車損害共済基金分担金、この内訳をもう少しお願いします。修繕費につきましては車検に伴う修繕料ということなんですけれども、公用車に対する、例えば、物損とかいう部分の修繕費というのはあがってるわけですか。

○青原委員長

答弁を求めます。

山中財産管理課長。

○山中財産管理課長

保険料の明細については係長のほうから答弁をいたします。

○青原委員長

内藤財産管理課管理係長。

○内藤財産管理課管理係長

藤井委員の御質問に回答させていただきます。

まず共済分担金ですけれども、これはいわゆる一般の保険であります任意保険にあたる部分でございます。市のほうは町村共済のほうに加入しておりますので、公用車の任意保険のほうをこちらのほうで保険料分担金という形でお支払いをしている、そちらの経費になっております。

もう1点、修繕料でございますけれども、事故した場合の車両の修繕につきましては、共済のほうから補填がございますので、保険料のほうで賄う形になっております。こちらのほうの修繕につきましては公用車の車検に伴う修繕料でございます。以上です。

○青原委員長

藤井委員。

○藤井委員

公用車で物損事故を起こした場合の修繕料ですね。これはいわゆる共済基金のほうから出るのかどうか。25年度決算ですから、25年度に何台と金額が幾らかかったのかという部分をお伺いします。

○青原委員長

山中財産管理課長。

○山中財産管理課長

物損の修繕については、委員御指摘のように共済費のほうから支出がされるところでございます。件数につきましては、ちょっとお待ちください。

件数と金額につきましては、今資料を持ち合わせておりませんので、後刻、御用意させていただきたいと思います。以上です。

○青原委員長

藤井委員。

○藤井委員

資料を後ほどまたいただきたいと思います。

例えば、職員なりが公用車で事故を起こした場合、当然、市役所にも車両管理者もいるわけでございますが、そういった事故を起こした職員に対しての処分といいますか、事故の内容にもよるんでしょうけれども、小さな事故についても始末書を書いたりとか、そういったことはあるん

ですか。

- 青原委員長 山中財産管理課長。
- 山中財産管理課長 公用車における事故については、内容等、詳細に書いたものを報告書として出していただくようになっております。以上です。
- 青原委員長 処分は。
- 沖野総務部長。
- 沖野総務部長 当然、公物に破損を与えるわけですから、それは事故の程度、内容、あるいは刑事事件に発展するかないか、そのときの状況はどうだったのか、それらを勘案しながら嚴重注意をしたり、それぞれにあったような処分を行うというのが現状でございます。
- 青原委員長 山中財産管理課長。
- 山中財産管理課長 先ほど資料が手持ちにないと言っていた共済の支払いの件数でございますけれども、資料がございましたので、ここでお伝えさせていただきます。25年度につきましては、共済で支払った件数が5件、トータルで20万2,000円でございます。
- 青原委員長 藤井委員。
- 藤井委員 5件で20万2,000円でございますが、これに対して、先ほど総務部長のほうからも答弁いただきましたが、処分とか始末書扱いとか、そういったことがあったのかどうか、お伺いしたいと思います。
- 青原委員長 沖野総務部長。
- 沖野総務部長 法に基づく懲戒処分は行っておりません。いわゆるバックするときにつけたりというようなことで、今後このようなことがないようにということを口頭で注意しておるといような状況でございます。
- 青原委員長 藤井委員。
- 藤井委員 先ほど詳細にわたっての報告書ということがあったんですが、例えば、きちんとした始末書とかそういった形で、口頭で注意とかいうことでなくして、文書的にそういった始末書とかいうことはないんですか。
- 青原委員長 沖野総務部長。
- 沖野総務部長 事例によってさまざまな事例がございますので、今記憶しておりますのは、車をかなり大破した職員に対しましては文書による嚴重注意などを行っておるところでございます。その他のものについては口頭による嚴重注意とこういったところにとどめておるところでございます。
- 青原委員長 藤井委員。
- 藤井委員 今、一般企業もこういった社用車扱いについてはかなり厳しく取り扱っているところもあるんですよね。今後、そういったことに努められる意向はありますか。
- 青原委員長 沖野総務部長。
- 沖野総務部長 現状、研究してまいりたいと思っております。さまざまな事故の例がありますので、停車したときにぶつけられて過失割合が問われておったりとか、一律にこういった基準でということはなかなか難しいものですので、さまざまな情報を得ながら検討してまいりたいと思っております。

- 青原委員長 ほかに質疑はありませんか。  
秋田委員。
- 秋田委員 41ページの地域活動拠点施設費についてお伺いいたします。当初予算が3,700万ちょっとだったのが、今年度決算額4,100万円ということでかなりの増額となっていますが、内容の説明をお願いいたします。
- 青原委員長 山中財産管理課長。  
○山中財産管理課長 地域活動拠点施設費についての御質疑でございます。主な経費でございますけれども、指定管理料につきましては1,273万8,000円でございます。主にふえた部分につきましては、今回、工事請負費ということで3件の修繕をしたところでございます。それぞれ集会所の修繕工事について若干当初予算よりふえておるという状況でございます。以上でございます。
- 青原委員長 秋田委員。  
○秋田委員 工事請負費が主な増額部分だというふうに理解いたします。決算ですので、当初予算に対してどれだけ効果とか額が適当であるかとかいうのを審査するんだと思うんです。3工事ともどれも大事な工事だと思いますので、こういった形の工事というのは年度途中で発生するものじゃなくて、大体当初で計画してあるんだらうというふうに認識いたすんですが、それらどうしても改善せないけん理由が出てきてやられたという判断でよろしいでしょうか。
- 青原委員長 山中財産管理課長。  
○山中財産管理課長 工事費とあわせて、やはり中身としては修繕なんですけれども、地域の集会所に対する修繕というのがどうしても年度途中でいろいろ出てきます。その部分での工事費と、もう1つ地域のそういう小さい修繕に対する補助金等が年度の間でふえておると。それについては各地域からその必要に応じて申請があったものについてうちが確認して、これはどうしても年度内にやらなくては難しいという部分については補助金を支出させていただいて修理をお願いしておるところでございます。以上です。
- 青原委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 青原委員長 質疑なしと認め、これをもって、財産管理課に係る質疑を終了いたします。  
ここで、総務部全体にかかる質疑を行います。先ほど玉重委員の質疑において資料が届きましたので、総務課長のほうより答弁させます。  
杉安総務課長。
- 杉安総務課長 先ほどの玉重委員の御質疑ですが、21ページの表の上から4段目、多文化共生リレー講座への参加2名につきましては、これ曜日が書いてなかったんですが、12月10日火曜日の平日で勤務時間中で、基本的にはこれは市民向けの講座でありまして、2名の参加の要請があり、危機管理課と子育て支援課の職員それぞれ1名ずつ参加をさせていただいたとい

う状況です。以上でございます。

○青原委員長 それでは全体に係る質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって全体質疑を終了し、総務部の審査を終了いたします。

ここで説明員交代のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時27分 休憩

午前11時28分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

これより、企画振興部の審査を行います。概要の説明を求めます。  
武岡企画振興部長。

○武岡企画振興部長 それでは私のほうから企画振興部の決算概要につきまして、総括的な説明を申し上げさせていただきます。

平成25年度は、前年度の平成24年度が新市建設計画に掲げました大型建設事業がピークであったことから、決算規模が大きく減っております。平成25年度に実施をいたしました事業のうち主なものは、次のとおりでございます。

向原の生涯学習センターについては、平成24年度に引き続き工事を実施いたし、平成25年11月に供用を開始いたしました。

光ネットワーク整備事業につきましては、吉田町などの4町について、平成25年4月から運用を開始したのに続き、甲田町、向原町でも平成25年10月から運用を開始いたしました。

また、平成25年度は合併後10周年の年にあたることから、合併10周年記念行事を挙げていたところでございます。

なお、事業内容等の詳細につきましては、それぞれの担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○青原委員長 続いて、財政課の決算について説明を求めます。

西岡財政課長。

○西岡財政課長 それでは、財政課の所管分につきまして御説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

主要施策の成果に関する説明書の45ページをお願いします。行政改革推進事業費でございます。

決算額といたしましては310万6,400円でございます。(1)行政改革の推進につきましては、第2次の行政改革大綱と推進実施計画に基づきまして取り組みを進めてまいりました。次にございますように、平成25年度の項目数は87項目、うち重点項目が26項目でございます。年度初め及び中途におきまして市長のヒアリングを実施いたしまして、重点項目や具体的な目標数値等につきましての進捗管理と今後の取り組み等の指示をいただき、計画の着実な実行に努めてまいりました。そのほかの主

な内容につきましては、行政改革推進懇話会と行政改革推進本部の会議の開催でございます。

(2) 行政評価システムの構築・運用につきましては、平成18年度以降の取り組み内容は、次の下の表にございますとおりです。46ページの3段目、25年度におきましては351の事務事業、及び94の施策につきまして評価シートを作成いたしました。また、行政評価に係る職員研修を新任管理職と新規採用職員、この2つに分けて実施をしたところでございます。

(3) 移譲可能リストに基づきます事務移譲につきましては、県と本市におきまして策定をいたしております「広島県・安芸高田市事務移譲具体化プログラム」、これが終了いたしまして、それ以降、広島県が策定いたしました移譲可能リストに基づきまして、県・市協議の上、移譲を進めることとなっております。平成25年度の移譲事務交付金につきましては3,251万4,000円でございます。

最後に、成果と課題ということでございます。行政評価や行政改革の効果は着実に出ておるところではございますが、今年度より始まっております普通交付税の削減など、今後、財政状況が大変厳しくなる中で、特に行政改革については民間活力の活用や施設の適正配置など計画を確実に実行すること、また職員の意識のさらなる向上というものが大切であるということを考えているところでございます。

以上でございます。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

宍戸委員。

○宍戸委員 どういうふうに質疑をしようかと思っておりましたが、せっかくの機会を与えられましたので、執行部の基本的な考え方をお聞きしたいと思うんです。

このたびのこの決算の中で、職員の給与が地方交付税を削減することによってやむなくそういう措置をとられたというふうに思います。今後この地方交付税そのものの交付のあり方がだんだんかわってきておるといふふうに思いますし、国の指定した交付税活用のあり方を強制的に押しつけてきておるといふような状況もあります。

私は、地方交付税そのものは地方交付税法に基づいて各自治体が徴収すべき税を国が便宜上まとめて徴収してそれでそれぞれの自治体の条件に応じて交付していくという、補正係数とかいろいろかけて安芸高田市なら安芸高田市自治体の経営状態に合わせた交付税としてその安芸高田市にとってはそれを主体的に自主的に活用していくというのがこの地方交付税だろうというふうにも思っているわけです。しかし、今回、昨年度のような交付税の交付の仕方というのは、私は地方自治の危機のような気がします。憲法違反でもあるかもしれませんし、地方自治法違反でもあるんじゃないかっていう思いもしますが、今後、こういう地方交付税の交付のあり方について、例えば、安芸高田市にとってどういうふ

うに影響していくかというのはちょっと心配なところがありますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○青原委員長 武岡企画振興部長。

○武岡企画振興部長 私どもの自治体の立場に立って御意見をいただいたということで非常にありがたく思っております。

御案内いただきますように、地方交付税につきましては市町村の税収の格差をやはり是正をすると。その中で一定の住民サービスの維持を図るということで交付をされておまして、いわゆる国税三税ですね、所得税、法人税、酒税。それに加えて消費税とたばこ税、これらを財源に交付をされております。基本的には先ほど申し上げました交付税の趣旨というのはそういうものでございますので、それを担保というか人質に、例えば職員の給与の削減を迫るとか、ただそういったことについてはあからさまなことでやってきておるわけではございませんので、結果としてそういう方向につながるというものであって、国のほうとしてはそういったものをあからさまに出すと、さっきおっしゃったように法的な問題も含めてあるわけではございまして、あくまでも協力とかそういう趣旨の中で来てございます。今後はそういった場合によってはいろいろ確かに協力もするときに必要だろうというふうに思っておりますので、地方自治の根幹をなす地方交付税でございまして、そういった交付税の趣旨をしっかりと見きわめた上で減らす部分も対応してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○青原委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 25年度の決算においては、これはやむを得ないだろうというふうに思います。部長がおっしゃったように、当然、国も強制ではなくて要請という形でされた結果なんではあります。しかしこういうふうな交付税のあり方が変わってくるということについては、地方6団体についてもいろいろと議論をされて国に対する意見書、要望書みたいなことをやられているというふうには思うんですけども、今回そういうことがあったということで、ちょっと危機感を、地方自治体にとっては地方自治の危機というふうに思いますし、今後も慎重な対応をしていく必要があらうと思います。そういうことで今部長がおっしゃったことについては、大体私としてもそういう思いがあるということをお聞かせいただきましたので安心をして、今後の対応をぜひよろしくお願いいたしますと思います。終わります。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって、財政課に係る質疑を終了いたします。次に、政策企画課の決算について、説明を求めます。

山平政策企画課長。

○山平政策企画課長 それでは、政策企画課の所掌しております事業の平成25年度の決算について御説明をいたします。

平成25年度主要施策の成果に関する説明書、47ページから政策企画課関係の事業について掲載をしております。

最初に、1といたしまして広報広聴事業費でございます。決算額は643万1,697円となりました。市民との協働のまちづくりを推進するため、的確な情報提供を行う広報活動と広く市民の意見を傾聴する広聴活動を実施しました。

広報活動のほうでは、「広報あきたかた」を毎月発行するとともに、市のホームページの管理を行ってきたところでございます。主たる支出は、広報紙の印刷製本費332万4,780円、ホームページ保守管理委託料84万円、ホームページ入力ソフトバージョンアップに係る経費147万円でございます。平成25年度においては、ホームページのリニューアルに向け入力支援ソフトのバージョンアップを行ったことにより、入力作業の能率を向上することができました。引き続き本年度におきましては、トップページのデザインを一新させるということとあわせて情報の並びかえにより検索しやすい環境を整えるという作業を進めております。

次に、広聴活動につきましては、掲載しております懇談会を開催したところでございます。状況につきましては47ページの一覧表のとおりでございます。

次に、48ページをお開きください。2として企画調整事業費でございます。決算額は2,778万9,630円となりました。これは安芸高田市葬斎場整備に伴い、周辺地域住民との協定に基づき集会所の駐車場を整備したということと、もう一つ、近年利用者が急増しておる高速バス、美土里バスストップの駐車場について拡張整備を実施したものでございます。

続きまして、3といたしまして生活路線確保対策事業費でございますが、決算額は1億4,011万6,952円となりました。路線バスのお太助バス、予約乗合型のお太助ワゴン、さらに市町村有償運送の組み合わせからなる安芸高田市新公共交通システムについては、平成25年度におきましてもこの間の取り組みを継続し、実施したところでございます。

(1) といたしまして、乗合バスの平成25年度維持費負担額でございますけれども、備北交通株式会社へ2,213万6,000円、北広島町のほうへ168万4,000円を市のほうで負担したということになりました。

次に、(2) 公共交通対策協議会につきましては、地域公共交通総合連携計画実施に係る連絡調整等を行うため、引き続き制度の有効性の向上に向け、会議を2回開催したところでございます。

49ページをお開きください。お太助ワゴン及び市町村運営有償運送の利用者数でございますが、この状況はこの表にあるとおりでございます。お太助ワゴンの年間の1日当たりの平均利用者数は約181人で、平成24年度実績と同数となっております。

一方で、今後の課題といたしましては、利用便のニーズが集中しているということへの対応や関係事業者へ対しての事故の未然防止に向けた安全指導を徹底する必要があると認識をしております。

次に、49ページ末尾から50ページをごらんください。

4といたしまして、生涯学習センター整備事業費でございますが、決算額は7億3,663万1,332円となりました。平成24年9月に建築工事に着手した向原生涯学習センターでございますけれども、平成25年9月に竣工することができました。関係各種工事及び委託業務の概要につきましては表のとおりでございます。今後、地元における生涯学習の拠点、シンボルとして多くの皆さんに愛され有効活用されるよう、また効率的な運営がなされるよう努める必要がございます。

続いて、中段の5、土師ダム周辺整備事業費でございますが、決算額は3,024万5,376円となりました。サイクリングターミナルやのどごえ公園内のグラウンドゴルフ場の整備とあわせ計画をしておりました複合型遊具を平成25年6月に竣工させ、7月から供用開始したところでございます。一層来訪者が増加するよう、魅力を高めたダム周辺の施設を引き続き広くPRをしていく必要があると認識しております。

次に、50ページ下段、6の未来創造事業費でございます。決算額は6,415万6,379円となりました。歴史・伝統文化を活用した地域活性化実行委員会へ補助金を交付し、実行委員会の内部に組織する部会ごとにそれぞれの取り組みを行ったところでございます。

とりわけ51ページに下段に掲載しておりますとおり、観光消費額を向上させるための取り組みとして、市内各事業者とともに「神楽五色麺」プロジェクト事業を展開いたしました。この取り組みに呼応して市内の各事業所及び団体等よりさまざまなお土産等の商品開発も手がけていただくことができました。この取り組みはさらに継続し実施していく必要があるというふうに認識しております。

51ページ最下段から52ページをごらんください。

第3回高校生の神楽甲子園ひろしま安芸高田、ひろしま安芸高田神楽第3回東京公演、ひろしま安芸高田神楽定期公演、それぞれ開催をいたしました。これらの実施概要につきましては掲載の表のとおりでございます。こうした取り組みを通して本市及び本市の特産品等のPR活動を継続して実施したところでございます。

また、神楽を活用したまちづくりを進めていくために、神楽門前湯治村の体験工房の改修、神楽ドーム内の販売設備を整備したところでございます。魅力度を高め、少しでも滞在期間を延ばすことによりさらに観光消費額をふやすということにつなげてまいりたいというふうに考えております。

次に、52ページ下段から53ページをごらんください。

7としまして地域情報化推進事業費でございます。決算額は6,600万992円となりました。地上波デジタルへの完全移行に伴うテレビ共同受信施設の整備補助につきましては、国が新たに難視聴地区を指定し、テレビ共同受信施設の新設に向けた説明会を開催するとともに、テレビ共同受信施設の新設工事及びデジタル化改修に係る補助金を一覧表のとおり

り12地区に交付したところでございます。しかし、一部地区におきましてはこの事業の実施を促進したにもかかわらず、実施されていないという状況がございます。国の補助制度が平成26年度で終了するため、今後の対応を早急に検討する必要がございます。

続いて、8番、無線アクセス管理運営費でございます。決算額149万1,041円となりました。これはADSLの配線がされていなかったエリア、吉田町小山竹原、甲田町小原地域を対象に無線を使用したインターネットサービスを提供するために要した経費でございます。平成25年10月に全市において光ネットワーク整備を完了したことに伴いまして、無線によるサービスを9月末で終了し、その後1カ月間、不測の事態に備え維持管理を継続しました。今後、無線基地局及び中継局の設備撤去を実施いたします。

54ページをお開きください。

光ネットワーク整備事業費でございますが、決算額は10億6,496万1,497円となりました。平成25年9月までに甲田、向原町においておおむね工事を終了し、10月から市内全域で行政告知放送の運用を開始したところでございます。この事業によりまして、高速インターネットサービスの提供とIP告知端末、いわゆるお太助フォンによる「見える告知放送」を実現することができました。

一方で、光ネットワークサービスを開始したことに伴い、有線放送設備の撤去工事に着手をしております。本年度、繰越事業といたしまして作業を進めておりますが、現在までの進捗率は36%というふうになっております。計画値を少し上回っている状況でございます。

次に、10といたしまして、広域ネットワーク管理事業費でございますが、決算額は5,660万4,000円となりました。これは、安芸高田市広域ネットワークとして本庁各支所、小中学校等の主要公共施設を結ぶ光ファイバー網の維持管理及びネットワーク機器の保守等の事業費でございます。平成25年度におきましては、平成24年度に引き続き、八千代支所と美土里支所間に光ファイバーケーブルの敷設を実施いたしました。このことにより本庁と各支所間のリンク化が完成し、災害等に強いネットワークを構築することができました。

続いて、11、光ネットワーク管理運営費でございます。決算額は3,103万5,539円となりました。これは中国ブロードバンドサービス株式会社へ貸与している光ネットワークの施設設備の管理運営に係る経費でございます。具体的には、光ケーブルの電柱等への共架料及び電気料等でございます。これらはたちまち市から所有者等へ支払いをした後、IRU契約によりまして年度末に精算を行い、中国ブロードバンドサービスへ請求するものでございます。この光ネットワークの整備により情報伝達サービスの質及び内容を格段に向上させることができました。

今後は、この高速ネットワークをさらに多面的に有効活用できるよう、システム開発を民間の参入を基にしながら具体化するというのがござ

います。大きな課題というふうに認識しております。

次に、55ページをお開きください。12、まちづくり委員会費でございます。決算額は114万860円となりました。主要には、まちづくり委員会の委員報酬を中心とした会議費でございます。参画と協働のまちづくりを推進するため、まちづくり委員会設置条例によりまして地域振興組織代表者30名で組織されております委員会で、市民レベルの議論と協議を重ねていただいたところでございます。

また、小委員会のほうでは、「お太助フォンを活用してもらうための取り組み」、もう1つ「空き家の有効活用」についてということで調査、協議をいただきまして、報告書として取りまとめをいただいた後、市長のほうに提言をいただいたところでございます。

続きまして、13、自治振興推進事業費でございますが、決算額は5,450万3,859円となりました。主要には、まちづくり活動への興味や関心、参加の動機とするための市民フォーラムの開催、地域振興組織に対する補助事業でございます。地域振興組織が行う活動及び特色ある地域づくりを推進するための事業、コミュニティ活動に必要な設備の整備及び町単位で実施されております地域イベントに対する助成等の支援を行ったところでございます。

また、市民による活動の中での事故を対象といたしましたまちづくりサポーター保険の運用も行っております。詳細につきましては、56、57ページに掲載した表のとおりでございます。

こうした支援等の取り組みにより自主防災活動や地域資源の整備、またその活用策などの検討、それぞれの地域に応じた主体的な活動が展開されているところでございます。

以上で政策企画課の所管事業に係る決算の説明を終わります。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

久保委員。

○久保委員 48ページの生活路線確保対策事業費のうち、北広島町って書いてあるのは、以前私がどこかで勘違いをして質問したかと思いますが、確認をいたしますが、北広島町から最終的には八千代の支所のところに車がとまっていることですね。

○青原委員長 山平政策企画課長。

○山平政策企画課長 ただいまの御質疑にお答えをいたします。

北広島町のバスに対します確保対策事業ということで、安芸高田市が負担しております168万4,000円でございますけれども、おっしゃっていただいたとおり、八千代支所と北広島を結ぶバスの維持経費に係るものであります。

具体的には八千代から、南は上根を經由し南方を通過して北広島へ行くコースと。もう1つは、八千代の支所から土師ダムを經由して北広島へ入るコースと2コースでございます。以上でございます。

○青原委員長 久保委員。

○久保委員 ずっと前ですけど、利用したい方の話の中で、例えば、土師のところを通ってくる車に朝乗ろうと思っても、もう北広島から出てくる人がいっぱい乗って乗れないというような状況をお聞きしたことがあるんですが、現在、そういったことはないでしょうか。利用の率っていうか、そういう利用者の把握はされているのでしょうか。

○青原委員長 山平政策企画課長。

○山平政策企画課長 特段、詳細にわたってはそういう状況を把握というものはしておりません。ただ、おっしゃっていただいたような御指摘も特にうちのほうには入ってきていないという状況でございます。以上です。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員 まず50ページの未来創造事業、これが23年度から計画に基づいて実施をされてきております。昨年の決算額が5,700万、本年が6,400万という決算が出ている中で、課題といったところに目を向けさせていただいたところ、観光消費額を上げる必要があるということが毎年課題となって文言が同じような形であがっております。

まずもって、これまでも未来創造事業に対する効果額が一体どれくらいのものに、概略でいいと思いますが、どういった形であがってきているのか。今、具体的な形が示されていないわけですよね。ずっと観光消費額、観光消費額ということで、実際、具体的に年間どれくらいあがってきているのか。そうしたところがわかればお示しいただければと思います。

○青原委員長 山平政策企画課長。

○山平政策企画課長 安芸高田市に来訪され、いろいろな観光施設等へ足を運んでいただき、そこで買い物をしてもらったりということで消費をしてもらうわけですが、平成25年度の実績でまいりますと、これは県が実施しております統計の数値でございますが、1億8,890万円ということになっております。昨年対比で約1億円伸びているという状況でございます。以上です。

○青原委員長 前重委員。

○前重委員 そうしたことが県の情報でわかっているならば、こうしたところへ5,700万、6,400万、結構たい費用ですよ。事業計画、県の事業に基づいてやっていただいていると思うんです。神楽甲子園、この前も決算の意見も言わせていただいておりますが、この辺しっかりとした効果額といったものは上がってきていると思います。これがいつも課題となるところがどうも合点腑に落ちないところがありましたので、そうしたところは、やはり情報公開というかホームページとかそうしたところにこれだけの来客数があったと、これは商工観光課から報告があるかとは思いますが、やはりそれだけ職員さんも頑張っておられる状況の中では、こうしたところを市民に明らかにしていくことが大事ではないかと思いますが、その辺は。

○青原委員長 山平政策企画課長。

○山平政策企画課長 最初に御訂正をいたします。先ほど単位を間違えまして失礼をいたしました。観光消費額、平成25年度の状況でございますが、18億8,900万円でございます。昨年度が17億8,900万円でございますので、先ほど申しましたように1億円の増という結果となっておりますということでございます。

それから、こうした状況、取り組みの成果を市民にも知らせていく必要があるのではないかという御質疑をいただいたわけでございますが、市全体でこういう機運を盛り上げていくと、多くの観光客に来訪していただき観光消費額を伸ばしていく、そういう取り組みを通して、うちの究極の目標はやはり雇用を創出していき、さらに定住、人口の減少に歯どめをかけるということですから、そういう取り組みの成果を皆さんに周知をさせていただくということは大変有効であると考えておりますし、その手法につきましてはまた検討していきたいと思っております。以上でございます。

○青原委員長 質疑の途中ですが、1時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

質疑の途中であります。これより、質疑を受けます。

前重委員。

○前重委員 先ほど18億という効果額が出てまいったんですが、具体的な内容ですね。神楽甲子園や東京公演、そういった具体的な内容というのはわかりますか。

○青原委員長 山平政策企画課長。

○山平政策企画課長 平成25年度の観光消費額、いわゆる安芸高田市内の各施設で消費された額ですけれども、お土産や食事をされたり、そういうところの金額ですけれども、これは各施設のほうから県のほうに観光客数は何人、売り上げがどれくらいだというような基礎データを県のほうへ送られて県のほうで処理されて統計の数値としてあがってきておるものであります。安芸高田市内の、例えば安芸高田市歴史博物館の入館料というものがございますし、史跡ガイド協会、神楽門前湯治村、北の関宿、ふれあいたかた産直市、そういうような施設がたくさんございますけれども、そこでの消費額ということでの数値は持っております。その数値でよろしいでしょうか。

○青原委員長 前重委員。

○前重委員 どれぐらいの効果があつたかということなので、具体的にそういう根拠的なものを持っておられるのかなということを感じましたので、お聞きしました。また資料的にあれば提出いただければよろしいので。

1つ、これが単年度の形であがってきておるものなのか、それとも計画がなされた23年度からこれが累計できている金額なのか、この辺はどういう形でありますか。

○青原委員長

山平政策企画課長。

○山平政策企画課長

これは未来創造事業、当初計画をいたしております。現況幾らで、これをどの程度の数値まで持っていくかという目標を掲げておりますけれども、先ほど申しました観光消費額、観光客数につきましては、単年の数字でございます。以上でございます。

○青原委員長

前重委員。

○前重委員

それでは引き続き、違う形での質問をさせていただきます。

今の55ページになると思うんですが、光ネットワーク管理運営費の決算額で、ここが多分C B B Sへ運用を委託ということになってると思うんですね。25年度の中で、24年10月からスタートという中で、このC B B Sとの協議は大体25年度、毎月1回やられておったのかどうか、もうそこは全部相手に任せっきりだったよという形なのか。その辺の相手との協議というものはどういう状況か、教えていただけますか。

○青原委員長

山平政策企画課長。

○山平政策企画課長

55ページの光ネットワーク管理運営費でございますけれども、ここにあげておりますのは、先ほども御説明いたしましたが、I R U契約でC B B Sと契約しておりますけれども、そちらのほうの電気料や架線の共架料でありましたり、そういうものを一端市のほうで立て替えをして払っております。それに対しては、年度末精算をしてC B B Sのほうから雑入で入ってくるわけであります。

昨年度、C B B Sとの協議の状況でございますが、これは特に定例的にということではありませんけれども、その都度、月に数回は協議を重ねてやってきておると捉えております。以上です。

○青原委員長

前重委員。

○前重委員

例の告知放送が民間の団体などからそういうC B B Sに依頼があるかどうかと思うんですね。以前はそのC B B Sも含めて市の担当者のほうにも協議をなされたという状況の中で、当初の告知放送の料金とかがある程度前の段階と今回新しくなった時点でちょっと形が変わったというお話を聞かせていただいたことがあるんですね。そういうスタートする前の話の段階とスタート以後のC B B Sに任せたとときの金額の違いというものが出てきておったということを聞いております。そうしたことが確かにあったのかどうか、そこら辺でうまく解決がなされたのか、その辺をお聞きできれば。

○青原委員長

宮本政策企画課課長補佐(兼)情報化推進係長。

○宮本政策企画課課長補佐(兼)情報化推進係長

C B B Sがお太助フォンで放送するにあたって、当初受ける前に皆様方に説明した内容と受けた後に金額が違ったのではないかという御質問だと思います。

確かに、事業を始める前にC B B Sの担当者が説明した内容が不十分

で誤解を与えたというケースがありました。これは事実です。その後、それらに関しましては、CBBS会社のこちらにおられる代表的な方が説明に行き謝罪もあわせて行い、御理解をいただいたというふうに伺っております。以上です。

○青原委員長

前重委員。

○前重委員

市の対応といったものがちょっと遅いのではないかとということがこちらに入ってきたわけですね。そうしたところはいかがなものなんですか。CBBSに任せっきりという形があったのではないかとというような状況なんですが、そうしたことはありませんか。皆さんと協議をする中で、市の職員がそこに立ち会ったのかどうか。そうしたところも含めてわかれば。

○青原委員長

宮本政策企画課課長補佐(兼)情報化推進係長。

○宮本政策企画課課長補佐(兼)情報化推進係長

あくまでも行政放送は市が業務委託をしておりますが、他の放送につきましてはCBBSの業務です。ということで、ただしそうはいいまして市民の情報を出すにあたって市が全くかかわらないということはありませんので料金の調整を行ってきましたが、説明内容が十分かどうかというその場所には立ち会っておりませんでした。ただし、そういうトラブルが発生しましたのはもちろん市のほうにも御連絡をいただきますので、その後は我々職員が一緒になって対応をさせていただいております。以上です。

○青原委員長

前重委員。

○前重委員

わかりました。今後、そうしたことがないように、やはりCBBSに対して市は指導的な立場にあると思いますので、そうしたところをしっかりと監査といいますか、監視の目をしっかりととっていただきたいということをお願いしておきます。終わります。

○青原委員長

ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員

49ページの生活路線確保対策事業の中のお太助ワゴンですが、これの決算額と利用された方の利用料の収入を教えてくださいませんか。

○青原委員長

山平政策企画課長。

○山平政策企画課長

お太助ワゴンの平成25年度の決算額は5,590万9,091円で、運賃は1,399万7,000円ということでございます。以上でございます。

○青原委員長

児玉委員。

○児玉委員

昨年が大体5,900万円で収入のほうは1,400万円、4,500万円ぐらいの税金を投入されておるんですね。お聞きすると、今回が1,200万円ぐらいの市税の投入になるんだろうと思うんですが、今後、土日の運行やイベント等での運行増便のニーズがあるということでそれに応えようとする、考え方をちょっとお尋ねしてみるんですが、市税の投入をふやして増便を考えていくのか、あるいはある一定額の市税の投入の上限を決めておいて、例えば、料金を上にしていくのか。あるいは利用者の少ないところを減らしてそっちのほうに回して市税の投入を一定額にするの

か、いろいろな考え方があるんだろうと思うんですが、そこらの考え方があれば、一つお聞かせ願えればと思います。

○青原委員長

山平政策企画課長。

○山平政策企画課長

土曜・日曜の運行につきましては、市民の皆さんから確かにそういう声はいただいておりますが、現在までも御承知のように、1つには運行業者を圧迫するということにもつながりますし、もう1つは利用者の目的が大方病院へ行って買い物をして帰るといったような実態の中で、土曜・日曜日は病院が休みというところもございます。この間、そういう形で土曜・日曜の運行については見合わせておるといふか、すぐに具体化をしていくという状況にはなっておりません。今後は少しずつ検討をしていかないけんとは思いますが、来年度のところで具体的にその方向に向けていきますという状況でもございません。

ただ、料金につきましては消費税の関係もありますので、今後少しそこら辺も見据えた検討は必要になってくるかなと考えております。以上でございます。

○青原委員長

児玉委員。

○児玉委員

非常に財政が厳しい状況ですから、利用される方をふやしてできる限り市税の投入を抑えたいということになるんだろうと思うんですが、単純に考えれば、去年の数字で見れば、4,500万円ぐらい市税を投入しているということになると、単純に3万人で考えれば1人当たり1,500円ぐらいの負担額が出るわけですね。市税から投入しておると。というようなところをしっかりと市民の皆さんに言っていないと、安いからどんどん土日もやってくれとかいう要望がどんどん出てくるんだろうと思うんですよ。そういった広報のあり方というのをぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○青原委員長

山平政策企画課長。

○山平政策企画課長

おっしゃるとおりだと思います。なお、今後もさらに利用者の増を図っていくということで、これまでも当初1日160人という平均利用者数の目標を持っておりましたが、現在181人と、改めた目標を少し上回ったかなと。

平成27年度はこれを185人に持っていくという目標を立てております。これもずっと同じ状況が続いておりますけれども、できるだけ利用者の皆さんにも利用便については少し早目に予約をいただいて、あいてる便が少しありますから、特に月曜日の朝一番の便であったりというのはものすごく密集しておりますし、そうでない便もあります。そこら辺のところも自分の生活のリズムの中であいてる便に極力乗っていただくというようなことも考えていただく中で利用者の増を図っていきたく。そうした広報、PRも取り組んでいかなくてはいけないと思っております。以上です。

○青原委員長

ほかに質疑はありませんか。

下岡委員。

○下岡委員 50ページの、のどごえ公園の複合遊具のことですが、点検は年何回されるのかと、事故がなかったのかということ。

もう1点は、58ページのまちづくりサポーター保険なんですけど、事故が4件あったと書かれておりますが、どのような事故があったのかお聞かせください。

○青原委員長 山平政策企画課長。

○山平政策企画課長 50ページの土師ダム周辺整備事業の、のどごえ公園に設置をいたしました複合型遊具でございますけれども、何人が利用されておるかというところまで把握できてないんですが、大変たくさんの皆さんに利用をいただいで、隣接しておるサイクリングターミナルのほうへもかなりの来訪者がいらっしゃると聞いております。

なお、先ほど御質疑いただきました点検でございますけれども、年1回行っておるということと、通常は毎日始業点検といえますか、日常点検ということで管理者のほうで点検、確認をしていただいでおるという状況でございます。詳細につきましては担当が商工観光課のほうに移っておりますので、私のところでその程度しかお答えすることができません。以上でございます。

58ページ、まちづくりサポーター保険事業で傷害事故が4件あったというふうに記述をいたしておりますが、前のページ、56ページをごらんいただければと思いますけれども、ここにまちづくりサポーター保険事業の給付状況を書いております。傷害事故は1件でございます。賠償事故が3件、合計4件でございます。58ページの記述に誤りがございます。

なお、傷害事故につきましては、宮祭りの清掃活動中に階段から落下されて腰の骨を折られたということがございました。ちょっと後遺症が残ったということで、給付額も少し高くなっております。そのほかのものにつきましてはいろいろな活動作業等においての、例えば、草刈り中にガラスに石が飛んでいったとか、そうした形で賠償をしたものが3件ございます。以上でございます。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉重委員。

○玉重委員 47ページの自治懇談会の状況で、昨年、自分も一般質問をさせていただいたんですが、この内訳を見ると、やはり吉田町と甲田町と、去年質問させてもらったときは美土里町もされておったんですが。総括のところでは、市民からの意見や提案を的確に把握するために広聴活動を行ったと書かれておるんですが、ここを見れば吉田町の住民の意見はかなり聞かれておるかなと思うんですが、その辺もかんがみて各町1カ所ぐらいは行政としてもしていく意思があるのか。振興会から要請があればやるというのはわかっておるんですが、要望がないだろうから今やってない状況だと思うんですが、今後、その辺行政側から積極的に聞きに行くという考えがあるかどうかというのが、1点。

55ページになるんですが、こちらに関連しておるんかもしれないです

が、まちづくり委員会のほうで地域の課題や住民の意向、市の施策に反映するために委員会があるということで、こっちのほうから一応市民レベルの議論と協議を重ねたと書いてあるので、そういうところで全地域の市民の意見を聞いたと行政が判断されておるのか、ちょっとその辺の流れと考え方をお伺いします。

○青原委員長

山平政策企画課長。

○山平政策企画課長

47ページに記載しております、まちづくり懇談会の状況でございます。議員御指摘いただきますように、開催地域が固定化しつつあるという状況が確かにあります。

市といたしましては、やはり開かれた行政、あるいは市民の皆さんと協働したまちづくりを進めていくということでこの懇談会を開催するようにしておりますので、そういった観点からも振興会の皆さん等にはこうした懇談会を開催しましょうという話はこれまでも継続しておりますが、やはりもう少し踏み込んで一緒になってやっていくということで今後も一層取り組みを強化にしていきたいと考えております。

なお、まちづくり委員会のほうで議論いただき提言を受けておるから、この懇談会はこの程度でよかろうというような考え方は毛頭ございませんので、申し添えます。以上です。

○青原委員長

玉重委員。

○玉重委員

今答弁いただいて大体理解したんですが、その中で気になったのが、今回まちづくり委員のほうではお太助フォンを活用してもらうための取り組みと空き家対策の有効利用、調査協議を行っておるみたいですが、要は、市民の声を的確に把握して市の施策に反映させる上で、結果論でもう間に合わないんですが、今回ちょうど安芸高田市総合計画をつくっておられるんですけども、実際、こういう委員会とか自治懇談会をして各地域でそういう声を聞いて総合計画をつくるのが望ましいんじゃないかと感じましたので、その辺を伺いました。それと、我々議会のほうで、各地区でやってる議会報告会の中で吉田一極に集中しておるんじゃないかという意見が各地区で出るんですね。そういう声を聞くと行政のほうも振興会から申請だけじゃなしに、みずから各町1カ所はやっていく必要があるのかなということを感じましたので、市民の声として。そういうことで、もう一度お伺いします。

○青原委員長

武岡企画振興部長。

○武岡企画振興部長

玉重委員の御質疑にお答えをいたします。

合併後においては、支所別懇談会という形でずっと開催をしてきておりました。しかしながら、合併10年を契機に、年を追うごとに参加者が非常に少なくなってきたということがございまして、今は全体の懇談会ということで、支所別ごとじゃなしに全体の中で懇談会を設けさせていただいております。そこで合併直後はいろんな地域の課題もあったり、市民の皆さんの意見もありましたので、ずっと支所別に開催しておったんですが、そういう状況になったので全町・全市で1カ所でやりましょ

うということとなっております。

そういうことで、決してないがしろにするとかいうことではございませんので、全市、「オール安芸高田」ということで市長が申請しておりますように、そういう視点で今後もやっていきたいと。

ただ、今のようにそれぞれの地域振興会ごとにこういった懇談会の開催をされておりますので、機会あるごとに、もしそういった御要請があればいつでも出向いて行ってそのときのいろんな課題があると思うんですね。そこらをテーマに出向いて行って地域の皆さんと懇談をさせていただきたいと思います。

支所別懇談会だったんですが、今はテーマ別懇談会ということでそのときのいろんな政策課題とか、そういったものについてを議題にして全市民の皆さんにお集まりをいただいて懇談をするとそういう形で開催をしておりますので、支所別ではないんですが、そういう形で展開をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○青原委員長 ほか質疑はありませんか。

藤井委員。

○藤井委員 未来創造事業についてお伺いをいたします。

この間の全員協議会でも第4回の東京公演をやるという報告をいただきましたけれども、これだけ1,000万円の予算を組んで、効果がどうあったのかと。今まで3回全て、そういう効果を出してきていると思うんですが、とりわけ25年度、ことしの1月にやりましたけれども、そこらあたりの効果としてはどのように考えておられるのか、お伺いします。

○青原委員長 山平政策企画課長。

○山平政策企画課長 一般の全員協議会におきましても、この間の取り組みの状況、成果について御報告をさせていただいております。ちょっと資料を持ってないんですけども、文化的価値の高いものであるとか、国・県との関係の構築であるとかということはあることながら、4万、5万と、全国的にインターネットによる放映を見ていただき、安芸高田の神楽を知っていただいておりますという状況もございます。何と言っても、特にこの東京公演はPRということに興味をおいて進めておりますけれども、直接の観光者数、とりわけ中部以東における観光客数は伸びを見せておるといような状況もあります。さらにこの間の取り組みの中で関東に在住されておる安芸高田市の出身、あるいはゆかりの方々によります応援の会というものを組織していただくことができました。これは大きな成果であったと思いますし、今後、本市の事業展開を図っていく上でも大きな力になっていただけるものと思っておりますのでございます。以上でございます。

○青原委員長 藤井委員。

○藤井委員 今までの成果ということで歌舞伎に引けをとらない、芸能であるとか国の関係省庁そこらの構築ということでございますが、招待客は1回の公演で何名ぐらい招待しているのか。例えば、今まで招待された方の参加実績ですね。また代理人も含めてどれだけ来られているのか。

それと先ほどもありましたように、中部以東から来訪者が大体1万5,000人増加した。増加したのか、来訪者が1万5,000人だったのか。この1万5,000人という根拠ですよ。さっきも若干関連質問があったんですけども、そこらあたりはどのような根拠で示されているのか、お伺いしたいと思います。

○青原委員長 山平政策企画課長。

○山平政策企画課長 東京公演の招待客数でございますけれども、150名程度、詳細の資料を持ち合わせておりませんので。

なお、中部以東の来訪者がふえたと。1万5,000人という数字をあげておりましたが、これは1万5,000人ほどふえたということです。以上でございます。

○青原委員長 藤井委員。

○藤井委員 150名というのは、1公演で150名、昼夜やるわけですから2公演あわせて300名ということですか。その確認と、1万5,000人増加したということですよ。そこらあたりの具体的な、この1万5,000人増加した根拠ですね。数字の根拠と何名から1万5,000人増加したのか、累計ですね。

○青原委員長 山平政策企画課長。

○山平政策企画課長 東京公演の招待者につきましてはトータルで150名ぐらいに案内をし、来訪いただいております。

それから先ほどの観光客数でございますが、この観光客数は先ほど来申し上げておりますように、各施設等のデータを県でまとめて統計にしておるといふ状況であります。

1万5,000人と申しましたが、これは実は年によってはもう少し伸びておる年もございます。何を基準にして申しておるかといいますと、この、未来創造事業に取り組む前の平成22年度の数値と比較をしまして、平成25年度の数値が1万5,000人ほど増加しておるとなっております。最も多い年っていうのは、平成22年度のほうが少しまだ多かったと全体的にはそういうこともございますけれども、その年、その年によって少し差がありますから、平成25年度と比べたときに1万5,000人ということでございます。以上でございます。

○青原委員長 数字を把握しておられる方が答弁をしたほうがいいんじゃないですか。ある程度の資料は持って来とってもらわんと答弁になりませんので、持ち合わせがないということがないように一つお願いをしておきたいと思っております。

藤井委員。

○藤井委員 わかれば、後で教えていただければ、それで結構でございます。

先ほどの答弁では、招待客が150名参加とお伺いしたんですが、招待状を何名出して、そのうちの150名が来たという形でもよろしいんですか。

○青原委員長 山平政策企画課長。

○山平政策企画課長 招待をさせていただいた人数はもっと多くございまして、実際に来訪いただいたのが150名程度ということでございます。以上です。

○青原委員長 藤井委員。

○藤井委員 この間、全員協議会の資料で第4回の東京公演の収支計画書案を見ますと、ここには入場料収入が300万円なんですよね。会場が610名ですか。600人としても昼夜で1,200人。1,200人のうち招待状を200人に送れば200の席を空けとかんといかんわけですから、残り1,000名ということで、おおむね指定席料金が小中学生を除いて3,000円ですから300万円の収入というところはわかるんですが、招待状を出して来られてないところは当然、空席になるわけですよ。そういったところを今まで3回やってきましたので、招待状を出してどこが来てるのか来てないのか、そこらの掌握は多分できてると思うんですよ。そういった資料もあれば提出をしていただければと思います。

それと、単純に収支計画書1,000万円、去年も前年度もそうなんですけれども、広報計画もいろいろ新聞、テレビ、ラジオでのPRであるとか、都内要所へのポスターやチラシ、事前事後の番組誘致とか、ここらは広報経費であるとか政策運営経費450万円も組んでおりますが、そこから多分やっていかれると思うんですけれども、この支出の部分で職員関係の旅費、出張旅費、ここらは多分入ってないと思うんですよ。この収支計画案以外で市としての支出がおおむねどれぐらいあるのか、わかりますか。

○青原委員長 武岡企画振興部長。

○武岡企画振興部長 おっしゃるとおりで、職員の旅費についてはこれに入ってございませんので、その分だけは別途必要です。今その金額については手持ちにございせんので、後ほどまたお知らせをさせていただきます。

○青原委員長 藤井委員。

○藤井委員 今まで3回もやっていますから、そういった資料はすぐにわかると思いますので、先ほど申し上げた資料につきましては提出をいただきたいと思います。

そういうことを含めて、今回4回目の東京公演になるわけですが、目的もいろいろ書かれておりますけれども、きょうの冒頭でも財政分析の中でも話がありましたけれども、財政的に大変厳しくなると。こういった点を今後しっかり経費削減に努めていかんといけんという話が出てましたよね。私はやったらいけんと言ってるんじゃないですよ。東京公演をやったらいけんと言ってるんじゃないですが、先ほど申し上げましたように、経費の削減、こういったことにも努めていかないけん。全国にPRすることもいいですが、全国に神楽というのはあちこちにあるんですよ。なぜ安芸高田の神楽を全国にPRしていかないけんのか。これはあくまでも郷土芸能ですよ。郷土芸能はきちんと伝承もしていけないけんし、守っていないけん。そういうところはわかるんですけれども、これだけの予算を費やして、その効果を、さっきもございましたけれども観光消費額、これも上乘せせんといけんという反省点も述べられているんですが、こういったことも当然必要でありますけれども、費用対

効果、そういったものを考えていくとどうなんだろうかと。果たしていつまで続けていかれるのか、そういったところも含めて答弁をいただきたいと思います。

○青原委員長 武岡企画振興部長。

○武岡企画振興部長 委員の御指摘のこともわからんこともないんですが、先ほどもありましたように、観光消費額も18億円ということで1億円ばかり上がってきておると。また入り込み観光客数も1万5,000人ということでこれもまたふえておるといこと。やはり神楽甲子園も含めて安芸高田市が全国に神楽を発信する中で、そういった効果は表れていると思っております。

行政改革と一体的なお話もされましたが、やはり行革は行革として取り組むと。しかし一方では、安芸高田市を売り出していくと。隣の邑南町の石橋町長さんもおっしゃっていましたが、「何もしないところには何も動かない」といこと。今後人口減少が進んでいく中で、移住も含めた人口増対策をするには、安芸高田市を売り込んでいくといことも非常に大切だろうと思ひます。ですから、始末をする時は始末をする。一方で安芸高田市を売り込んでいってそういった移住も含めた人口増につながるような取り組みもしていけないと、何もしなかったら何も動かないいんですね。ですから、そういうことは私どものほうはやはり重点施策として取り組んでまいりたいと思ひしております。

○青原委員長 藤井委員。

○藤井委員 何もしないとい何も動かない、それは当然のことですが、行革も含めて1,000万円という費用をかけて、その費用対効果がどうなのかと。安芸高田市民にアンケートでもとられてますか。安芸高田市民3万人がこの神楽東京公演に対してどういう思いを持っておられるか、そこらもきちっと検証していけないと、この予算を組んだ意味がないいんですよ。財政的にも厳しいわけでしょう。そういう意味から、やっちゃいけないと僕は言っておりますよ。こういう費用対効果をどう考えておるんかと。笑っておりますけど、そこらを検証してどうなんかといことを聞いているんですよ。やめることも大きな決断ですよ。安芸高田市民3万人がどのように思われているのか。人の質問のときに笑って失礼なことですが。

○青原委員長 浜田市長。

○浜田市長 費用対効果は出てないといいうんじゃないいんです。安芸高田市でレオリックとかサンフレッチェ、この神楽があるからこんにちの安芸高田市があるんですとそう思ひています。

これ、私の政策のマニフェストなんですよ。責任を持ってやっておりますよ。私、これがうまくいかなかったら次の選挙ないですよ。これが政策といものですよ。途中の段階で市民にアンケートで聞きますけど、大抵の人は皆、賛成してくれてますよ。自信があります。議員さんも、例えば議会のほうで東京公演をやめるといのは一つの手法ですよ。それをもしやるなら、私も真剣に考えていきますよ。一議員さんが言うたけ、こんな大きなことをやめること自体がまた失礼になると思ひます。

毛利元就とかサンフレッチェとか神楽、サッカーとかハンドボールというのは、安芸高田市の宝だと思っています。これを生かさんと何を生かすかということなんです。反対はしてないとおっしゃいますけど、結果的に今そういうことをおっしゃるので、そういうことは注意していきますけど、私の施策としてやっているの、これがもし反対だったら、市民の意見も聞きますけど議員さん方もそういう表現をしてもらっても結構でございます。今回の予算、反対だとおっしゃっても結構です。ただそういうことにならんとおもいますよ。9割の人は皆賛成ですよ、このことについて。そう思っていますので御理解をしてもらいたいと思います。

決して、市民がどう思ってるんかじゃないですよ。これは私の政治生命をかけてやってるわけですから。私、ちゃんと選挙をやってるわけですから。皆さんと同じ立場ですよ。理解をしてもらいたいと思います。もしこれが嫌なら、議会のほうから議決をしてもらおうとか、市民の方からやめなさいって言うてくるとか、そういうことがあると思いますけど、今のところそういうことはないと思ってるんです。逆にこの安芸高田市が日本に発信するいい機会を得て、私は神楽文化じゃないんですけど、やってるうちに手応えを感じてます。ブログでもいっぱいタッチしてます。甲田の梨を売ろうと思ってもインターネットを開いてくれません、安芸高田市では。神楽では開いてくれるんです。ただ、これをうまく利用するかどうかというのは我々職員がこれから考えていかないけんと思います。こういう効果があるということだけは御理解をしてもらいたいと思います。

○青原委員長 山平政策企画課長。

○山平政策企画課長 先ほど来訪者数の件で御質疑いただきましたけれども、平成22年度で中部以東が1万1,000人でございます。平成25年度で2万6,000人というふうになっております。1万5,000人の増ということでございます。以上でございます。

○青原委員長 藤井委員。

○藤井委員 市長の政策だというふうに言われました。9割以上の人が賛成だと。そういう根拠もないわけですよ。検証も何もしていないわけですよ。これはもう市長が感じてる部分で、実際その根拠というのは全くないわけですよ。我々も市民からいろんな声を聞きますよ。聞きますけど、私は9割以上の人が賛成してるとは私は思っておりません。だから、きちんと過去の検証もしっかりしながら、安芸高田市をPRするのはいいですよ、別に。各関係省庁とも構築されたと言われておりますけれども、何人の方が構築されておるんですか。具体的なアンケートもきちんととって検証されてるんですか。

○青原委員長 浜田市長。

○浜田市長 さっき9割と言ったのは言葉のあやでございますけれども、過半数の人は私は賛成していただいていると思っています。これ、一々私のマニフェストについてアンケートをとるということは、これはしなくてもいい

いと思います。これは市民の方々が次の選挙のときに判断されればいいことであって、私の判断でやってるわけですから。

例えば、議員の皆さんがこのことについて全部反対というなら謙虚に受けとめて、このことをまた選挙に打って出てから否決されたらお互いに総辞職しましょうとかそういうことになると思いますけど。例えば、ここでみんなに聞いたら過半数の人はそう思っていないと思いますよ。言われただけであって。だから、市民の人が言われるとおっしゃるんですけど、そういう人がおったら私のところへ話をしてもらったら、私が的確に説明しますから、そういう市民の方がおったら私のところへ来てもらってください。決して恥をかけんように丁寧に説明いたします。もし私が間違っていたら、ちゃんと謝りますので。市民の方、市民の方と言われますけど、そういう方はちゃんと言うてください。ちゃんと丁寧に説明したいと思いますので。さっきは9割と言いましたけど、過半数の方は賛成と思っていますので御理解を賜りたいと思います。

○青原委員長 皆さんにお諮りをしたいと思います。先ほど藤井委員が資料提供をされた件ですが、皆さんが必要であれば委員会として資料請求をしたいと思います。どうですか。

過去3年間の執行部の経費、全体の経費等々についての資料請求をどうしますか。個人にしてもらうのか、委員会ですてもらうのかというのをお諮りをしたいと思います。委員会ですてもらいたいという方は挙手をお願いしたいと思います。じゃ、個人でいいですね。わかりました。

資料提供のほうは藤井委員のほうへ提供してください。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員 47ページから48ページにかけての広報広聴事業費というところでございます。公式のホームページ、この辺は随時どんどん更新をなさっていたらという状況の中で、市民の方もほとんどということじゃないですが、入られている方に対してはこうしたところをしっかりと見ていただいている状況ではないかなと考えます。

その中で1点お聞きするんですが、年末の休暇ですね。29日から1月3日までの期間にこのホームページが全然更新がなされないという状況だと思んですが、この辺はいかがなものかなと。やはりまずもって新年を迎える、1年の計は元旦にありということもあります。ここには浜田市長、また塚本議長さんの1年間の抱負が述べられておりますね。ここをやはり市民の方々は1年の計ということで元旦の日に見られる方もおられるんじゃないかと。特に、県外に出られてる方々については、こうしたところの情報が特に必要ではないかと考えるわけです。そうした中で、これもちょっと市民の方からあったんですが、ことしの1月の形であれば、開いた途端、25年の元旦の内容がまだ載ったよというところがありました。

市民の方につきましては、広報あきたかたが12月の第4週に配られる

ので皆さん拝見することができますが、今も執行部のほうから話がありますように、安芸高田市をどんどん広めていこうという考えであれば、この1年の計の元旦の日にこうしたところの更新は必要ではないかなど考えるわけですが、その辺の答弁は。

○青原委員長

山平政策企画課長。

○山平政策企画課長

やはりあらゆる情報は的確に迅速に流していく必要があると思います。有効な情報については議員御指摘いただきますように、正確に早く出していけるように今後も努力をしてまいりたいと思います。以上です。

○青原委員長

前重委員。

○前重委員

特にこの県北3市の中では他市の情報は1日に情報が更新されておるような状況がありますので、やはりそこにおくれをとらないということも含めて、災害とかが起きるとすぐにそういう情報は流されるわけですね。皆さんが市に対してそうした1年の思いをどう持っているかというところになると、1番大事なところは、ここはおくれにはいけないんじゃないかなと思いますので、その辺また検討をお願いしておきます。

○前重委員

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○青原委員長

質疑なしと認め、これをもって、政策企画課に係る質疑を終了いたします。

ここで、企画振興部全体にかかる質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○青原委員長

質疑なしと認め、これをもって、全体質疑を終了し、企画振興部の審査を終了いたします。

ここで2時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時54分 休憩

午後 2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長

休憩を閉じて、再開をいたします。

これより、会計課の決算について審査を行います。要点の説明を求めます。

広瀬会計管理者。

○広瀬会計管理者

会計課が所管をいたしております、決算状況についてでございますが、会計課は出納事務が主で事業を所掌しておりませんことから、決算書により御説明を申し上げます。

初めに、歳入でございます。決算書の53、54ページをお開きください。

下段の20款諸収入、2項、1目の市預金利子は694万6,607円を収入いたしております。これにつきましては、歳計現金の収支状況に応じて余裕資金を短期の定期預金により運用していた預金利息収入でございます。

続いて、歳出の御説明をいたします。69、70ページをお開きください。

中ほどでございます、総務費、4目の会計管理費でございます。支出  
済額は392万36円で、主な支出といたしましては、7節賃金151万1,487円  
は会計課職員の育休代替臨時職員1名分の賃金でございます。

11節需用費35万9,030円は、歳入歳出決算書及び税外収入徴収簿など  
帳票類の印刷製本費が主なものでございます。

12節役務費175万9,819円は、金融機関への口座振替手数料等ござい  
ます。

13節委託料28万3,500円は、Windows XPサポート終了に伴う  
決算書作成ツールの電算システム改修費でございます。

以上で会計課に関する決算内容の説明を終わります。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって、会計課の審査を終了いたします。

次に、行政委員会総合事務局の決算について、説明を求めます。

大野行政委員会総合事務局長。

○大野行政委員会総合事務局長 それでは、行政委員会総合事務局にかかります、決算の概要について  
御説明を申し上げます。最初に、選挙管理委員会事務局が所掌しており  
ます事務事業の決算の概要につきまして、主要施策の成果に関する説明  
書で御説明を申し上げます。

説明書の42ページから44ページをお開きください。

最初に、選挙管理委員会費でございます。選挙管理委員会費につつま  
しては、選挙管理委員会の開催に係る事務や選挙人名簿の登録、抹消な  
どの選挙人名簿調整に係る事務が主な内容となっております。

平成25年度の選挙管理委員会の開催状況といたしましては、開催が19  
回、審議されました議案数が196議案となっております。一般職員の人  
件費を除いた事業費といたしましては、選挙管理委員4名に対する報酬  
75万6,000円が主なものでございます。

次に、選挙啓発費でございます。選挙啓発費は、安芸高田市明るい選  
挙推進協議会が行います、啓発事業に対する補助金29万595円が主な支  
出となっております。

次に、農業委員会委員選挙費でございます。農業委員会委員一般選挙  
は、平成25年8月18日告示、同月25日執行の日程で行われましたが、い  
ずれの選挙区においても届け出のあった候補者が選挙すべき委員の数を  
超えておりませんため、投票は行いませんでした。なお、吉田、八千代  
選挙区におきましては、当選人が1名、選挙による委員の定数に達して  
おりません。支出経費の主なものは、投票用紙の印刷に係る経費9,450  
円でございます。

次に、参議院議員選挙費でございます。参議院議員通常選挙は、平成  
25年7月4日告示、同月21日に執行の日程で行われました。職員人件費を  
除いた支出経費の主なものは、投票所、期日前投票所に係る経費が354  
万611円、ポスター掲示場関係が301万1,988円、入場券はがき等の郵送

費が115万2,368円、会場に係る経費が38万2,200円でございます。

次に、広島県知事選挙費でございます。広島県知事選挙は、平成25年10月24日告示、11月10日執行の日程で行われました。職員人件費を除いた支出経費の主なものは、投票所、期日前投票所に係る経費が469万1,501円、ポスター掲示場関係が267万7,332円、入場券はがき等の郵送費が113万1,182円、開票に係る経費が18万9,650円でございます。

最後に、成果及び今後の課題につきましては、特に課題についてですが、選挙の結果を選挙人に対して速やかに知らせるため、また開票事務従事者の負担軽減や開票経費削減の効果も期待できるため、開票時間の短縮に向けた開票作業等の改善を継続して行う必要があると考えております。

以上で、選挙管理委員会事務局の決算の概要説明を終わります。

続きまして、監査委員事務局公平委員会及び固定資産評価審査委員会の決算の概要につきまして、御説明を申し上げます。

主要施策の成果に関する説明書には記載がありませんので、平成25年歳入歳出決算書により御説明を申し上げます。最初に、公平委員会から御説明を申し上げます。75、76ページをお願いいたします。

上段にあらうと思っておりますけれども、公平委員会は職員の勤務条件などに関する措置の要求を審査し判定し、及び必要な措置をとり、また職員の不服申し立てに対しては採決または決定をし、職員の苦情を処理する機関であります。平成25年度におきましては、これらに該当する事案はありませんでした。公平委員会費の支出総額18万960円のうち主な経費は、委員3名の4日分の日額報酬11万2,000円でございます。

次に、固定資産評価審査委員会費を御説明申し上げます。79、80ページをお願いいたします。

中段にならうと思っておりますけれども、固定資産評価審査委員会は法令に基づき固定資産課税台帳に登録された評価額に関する審査の申し出に対して審査し、決定する機関でございます。平成25年度は審査の申し出はありませんでした。固定資産評価審査委員会費の支出総額6万3,880円のうち主な経費は、委員3名の2日分の日額報酬5万6,000円でございます。

次に、監査委員費を御説明を申し上げます。83、84ページをお願いいたします。

下段にならうと思っておりますが、監査委員は法令に定められた権限に基づき行政が公正で合理的・効率的に行われているか、定期的に行財政に係る監査を行うほか、毎月の出納検査、年1回の決算審査などを実施しております。

また、平成25年度には市長からの要求に基づく監査を平成26年度にかけて実施しております。一般職員人件費を除いた監査委員費の支出総額120万4,500円のうち主な経費は、監査委員2名の月額報酬98万4,000円でございます。

以上で監査委員事務局、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の決

算の概要説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○青原委員長

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。  
前重委員。

○前重委員

44ページの開票事務所用時間というところで、参議院と広島県知事が25年に執行されて、年々と時間が短縮をなされております。これには敬意を払うような状況であります。これを県内の市町で比べると大体安芸高田市としては状況的にはどういう状況にあるか。ここら辺をやはり市民の方々に上位にあるよということがわかれば結構違うんじゃないかと思うんですが、その辺はわかりますか。

○青原委員長

大野行政委員会総合事務局長。

○大野行政委員会総合事務局長

残念ながらといいますか、現在のところ、県内市町との具体的な比較等につきましては行っておりません。県のほうに問い合わせをすればある程度の資料はあるのかと思いますけれども、それについてこちらのほうで具体的に積極的に、そういうことでの比較はまだ現在やっておりません。以上でございます。

○青原委員長

前重委員。

○前重委員

せっかくこうして時間を短縮なされておるというところは凄く評価するところであると思うんですよ。やはりこういうこうしたところを県内市町でも上位ですよというところはある程度把握されて、これからも短縮に向けて取り組んでいただければと思います。

○青原委員長

大野行政委員会総合事務局長。

○大野行政委員会総合事務局長

前重委員御指摘のとおりですので、今後、県内等の状況も把握しながら、また開票の短縮に向けて邁進してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○青原委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○青原委員長

質疑なしと認め、これをもって、行政委員会総合事務局に係る質疑を終了いたします。

ここで説明員交代のため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時20分 休憩

午後 2時21分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長

休憩を閉じて、再開をいたします。

これより、消防本部・消防署の審査を行います。概要の説明を求めます。

久保消防長。

○久保消防長

それでは、消防本部が所管いたします、常備消防費の決算概要について御説明申し上げます。

歳入歳出決算書119、120ページをお開きください。

歳出でございますが、9款、1項、1目常備消防費、予算現額4億59万

4,000円に対し、支出済額3億9,032万2,137円で、不用額は1,027万1,863円でございます。常備消防費のうち3億2,982万8,187円が一般職員の人件費で、予算全体の84.5%を占めております。一般職員人件費を除く6,049万3,950円のうち、支出の主なものとは消防救急無線デジタル化整備に係る実施設計に要する経費でございます。

以上、簡単でございますが、概要説明とさせていただきます、詳細につきましては、所長及び担当課長が説明をいたしますので、よろしくお願ひします。

○青原委員長 続いて、消防総務課の決算について説明を求めます。

杉田消防総務課長。

○杉田消防総務課長 それでは、平成25年度の決算のうち消防総務課が所管をいたします、消防総務管理事業費について、主要施策の成果に関する説明書に基づきまして、説明をさせていただきます。説明書の160ページをお開きください。

消防総務管理事業費の決算額は2,304万3,421円でございます。まず、実施内容の消防職員研修事業についてでございますが、この事業は消防職員の火災救急救助、予防業務等の専門知識と各種技能の習得を目的に、毎年計画的に実施している研修事業でございます。

昨年度は広島県消防学校の初任教育課程や救急救助、危険物、中級幹部課などの専門教育の課程へ、述べ24名の職員を入校させております。さらに、技能の習得を目的にクレーンの運転免許、小型船舶や潜水士の免許取得等に参加させ、資格の取得を図っております。

支出の主なものにつきましては、救急救命士要請に要する費用をはじめ、消防学校入校の負担金や各種講習会への参加負担金及び旅費等が主なものでございます。

次に、②職場環境等整備事業についてでございます。消防職員の消防活動に必要な被服とか装備品等の更新整備や消防庁舎等の維持管理、修繕を行いました。主な支出につきましては、被服、装備品等の更新整備に係る経費、光熱水費、さらに消防庁舎の機械設備や電気設備の保守点検委託料が支出の主なものでございます。

次に、③消防総務事業についてでございますが、この事業は消防年報をはじめとした消防データの公表や人事管理、予算管理、職員に関する各種表彰等のいわゆる総務事務でございます。支出の主なものにつきましては、消防総務課が管理しております公用車のリース代や燃料費、図書費などが支出の主なものでございます。

次に、成果及び今後の課題についてでございます。成果としましては消防学校等に計画的に入校させ、消防業務に必要な知識、技能の習得、並びに業務に必要な資格を取得させ、人材育成の強化を図ってまいりました。一方、課題としましては、職員の段階的な定年退職がまだ続く中で、若手職員の知識や技術の伝承と有資格者の養成が引き続き必要となっております。

また、高齢化が進む中で救急件数の増加が予想され、救急救命士の定年退職を見通した新たな救命士の養成や救急処置範囲の拡大など高度化する救急業務に対応するための追加講習とか再教育等、さらなる研修が必要となってまいります。

以上で消防総務課所管の主要事業の説明を終わります。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって、消防総務課に係る質疑を終了いたします。

次に、予防課の決算について、説明を求めます。

近藤予防課長。

○近藤予防課長 それでは、予防課が所管しております火災予防事業費について、主要施策の成果に関する説明書に基づき説明をさせていただきます。説明書の160ページから162ページになります。

火災予防事業費の決算額は、225万3,330円でございます。歳出の主なものは消防関係業務指導員報酬、火災予防に係る消耗品などでございます。また、財団法人自治総合センターから助成を受け、甲田町上甲立にあります甲立保育所の幼年消防クラブに鼓笛セットを整備しております。

実施内容でございますが、建築物、危険物規制事業として建築物の消防同意、危険物、高圧ガス及び火薬類の許認可事務、安芸高田市危険物防火安全協会の支援や防火等推進事業補助金の交付等を行っております。火災予防事務事業として事業所の立入検査、防火指導、火災原因調査等を行っております。処理した件数につきましてはお手元の件数のとおりでございます。

成果といたしましては、老朽化した危険物施設からの漏えい事故が増加していることから、危険物の規制に関する規則等が改正されました。これにより、危険物地下タンクの設置年数等に基づき流出防止対策を講じることが必要となり、該当施設の86.7%が改修されました。引き続き、新たに該当する施設の指導をいたします。また、効率的な査察を行うために、査察の優先順位を定めるなど査察の基本方針を策定いたしました。

また課題といたしましては、高い専門性を要する業務が多くなっており、勉強会や講習会等への参加を積極的に行うとともに、現場教育でスキルの向上を図るなど、早期に若手職員を養成する必要があることや住宅用火災警報器の設置率調査方法が改正され、新たな調査方法を用いて調査するための詳細を検討することが必要であることをあげております。

以上で予防課所管の主要事業の説明を終わります。

○青原委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

玉重委員。

○玉重委員 原因不明の火災の2件はどんな火事なんですか。

○青原委員長 答弁を求めます。

近藤予防課長。

- 近藤予防課長 不明の2件についてでございますが、火災が発生しますと火災調査を行っております。しかしながら、火災の原因が特定に至らなかった火災でございます。以上です。
- 青原委員長 この分については守秘義務というのがありますので、恐らくそこに係るんじゃないかと判断しますので、この辺で答弁を。
- 青原委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 青原委員長 質疑なしと認め、これをもって、予防課に係る質疑を終了いたします。次に、消防課の決算について、説明を求めます。  
益田消防課長。
- 益田消防課長 消防課が所管しております、消防活動管理事業費及び消防資機材整備事業費について、主要施策の成果に関する説明書に基づき説明させていただきます。162ページをごらんください。  
消防活動管理事業費の決算額は、967万6,128円でございます。通信指令関係は適正な通信指令業務と機器の管理を行うもので、通信指令施設運用に伴う通信運搬費及び通信指令台や無線設備の保守点検委託料が主なものです。  
ページ下段をごらんください。消防活動関係は広域的な災害や消防本部単独では対応が困難な災害に対し、各消防機関が相互応援協定に基づいて連携を図るものでございます。各種防災訓練等の参加に伴う旅費や小規模備品の購入及び救急業務における広島圏域メディカルコントロール協議会に対する運営負担金等が主なものでございます。  
成果及び今後の課題でございます。成果としましては、航空隊とのヘリ合同訓練やドクターヘリ合同訓練を行い、若手職員の知識、技術の習得に努めました。また、中国・四国緊急消防援助隊合同訓練等に職員を参加させることで、他部隊との連携や隊員の知識、技術の向上が図られ、災害への対応能力をさらに高めることができました。  
課題といたしましては、引き続き、通信指令員の技術向上に努めるとともに、通信指令員以外の若手職員も119番の受付勤務ができるよう育成強化を図ってまいります。  
163ページをお開きください。消防資機材整備事業の決算額は1,854万円でございます。消防救急無線デジタル化整備の実施設計及び同事業支援業務でございます。  
成果といたしましては、消防救急無線デジタル化整備の業者を設計、施行、一括プロポーザルで選定したことにより事業費の低廉化、整備工事の単年度施行が可能となり、工期の短縮が図られました。なお、現在、年度内完成、試験運用に向けて整備工事を進めているところでございます。  
以上が、消防課所管の主要事業の説明でございます。
- 青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。  
先川委員。

- 先川委員 先般、向原町で1人大けがをしてドクターヘリが来て一命を取りとめた。先般、退院されまして、本当に感謝されておりました。  
この際、ドクターヘリか吉田病院とかが判断はどなたがされるんですか。
- 青原委員長 益田消防課長。
- 益田消防課長 ドクターヘリの要請及び搬送の判断は、要請につきましては119番受信時に指令係員が病気、けがの状況を聴取いたしまして、即時に要請することもございます。また、現場へ到着後、救急救命士のほうがヘリ要請の必要を判断しますと現場から指令台を通してドクターヘリの要請を行うようになっております。以上です。
- 青原委員長 先川委員。
- 先川委員 その際に、ヘリポートが安芸高田市の吉田に2カ所ありますが、あの場合は向原の運動公園へ着陸したわけですね。ほんと近くのほうがいいわけですね。消防士さんのそのときの説明では、吉田まで20分ぐらい行くから20分ぐらいしたら大学病院のほうから、あるいは県病院のほうから20分ぐらいしたら来るからと、そしたら吉田へ行くんだなと思ってたんだけど、やはり近くのほうがいいんですね。向原の。その辺は消防のほうでは判断はされないと思うんですが、多分ドクターヘリの操縦士さんのほうが判断されるんだと思うんですが、どこへ着陸するかというのはその辺は誰がどう判断されるんですか。
- 青原委員長 益田消防課長。
- 益田消防課長 ドクターヘリのランデブーポイントということになろうかと思いますが、距離、時間等を勘案し、基本的には、また散水等の必要性のことから、安芸高田市消防ヘリポートまたは北部地域におきましては元ニュージランド村の駐車場を基本選択としておりますが、ケース・バイ・ケースで、これまでも向原の運動公園の駐車場にドクターヘリの機長判断で着陸をしたり、また甲立多目的広場の駐車場にドクターヘリ機長判断で着陸を行ったりしております。上空から機長が降りれると判断いたしましたら、基本的には制限はございません。現場の救急隊もしくは警戒隊のほうではなかなか指定のほうはできませんが、ドクターヘリの機長またはドクターと連絡を密に行いながら、ランデブーポイントのほうは選定をいたしております。以上です。
- 青原委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 青原委員長 質疑なしと認め、これをもって、消防課に係る質疑を終了いたします。次に、警防課の決算について、説明を求めます。  
中迫消防署長。
- 中迫消防署長 続いて、警防課の所管します現場活動事業費について、主要施策の成果に関する説明書に基づき説明をさせていただきます。164、165ページになります。  
警防課が所管する現場活動事業費は、火災をはじめとする各種災害出

動及び救急出動に伴う経費で、決算額は698万1,071円となっております。

支出の主なものは、救急消耗品等の購入、消防車、救急車の整備費や救急資機材の修繕料及び消防車、救急車の燃料代となっております。平成25年度中の活動件数は記載のとおりで、火災出動が25件、救急出動が1,419件などとなっております。応急手当の講習会は89回実施し、2,687人の方が受講されています。

成果としては、応急手当の普及啓発事業により救命処置が必要な傷病者への現場での応急処置が実施率が64.5%と全国平均の44.3%を上回っております。

一方、課題としまして、応急手当の講習は自主防災会や事業所などの団体からの応急手当の講習会の要望により、団体が用意された会場での講習会へ職員を派遣するという格好でしておりましたので、個人での受講希望には対応できていませんでした。国がインターネットを利用し、講習時間を2時間に短縮した新たな応急手当WEB講習を示したことから、毎月第3日曜日の午前午後各1回の定期講習をはじめ、個人での講習希望者の受け入れを始めましたが、講習希望者が少なく、定期講習が開催できない月があったと。引き続き広報に努め、参加者をふやすよう周知を図っていく必要があると考えております。

以上が、警防課所管の主要事業の説明でございます。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。  
前重委員。

○前重委員 165ページの成果と課題のところの下のところをちょっとお聞きしたかったのですが、火災等の災害と同時に救急事案、こういう救急に関するときに、やはり24時間体制でおられた中では職員数がなかなか回り切っていないような状況にあるように感じるわけですが、この辺はいかがですか。

○青原委員長 中迫消防署長。

○中迫消防署長 平日、日中におきましては、災害対応で10名確保しております職員が火災出動等へ出動しましても、残りで内勤の事務をしております職員が同じく救急の資格とかそういったものを持っておりますので、平日の日中についてはすぐに対応できるということですが、土曜・日曜とか夜間、これは10名、最低人員が泊まっております。火災出動で8名が出て、119番の受付とか指令をするのに2名残っております。これが手いっぱい、火災出動を受けた瞬間に非番者を招集しておりますので、これに5分から10分かかってきますとある程度人数がそろってきますので、それくらいちょっと出動がおくれるということではありますが、そういうふうに対応しております。以上です。

○青原委員長 前重委員。

○前重委員 こういう事態というのが、消防署としてつかさどる機能の一番大事な役目のところだと思うんですね。ここの土日の対応がなかなか難しいと、今の答弁の中でもあったわけですが、こうしたところを含めて、皆さん

御承知だと思うんですが、県内でやはり人口に占める職員の割合というものは、救急消防隊員ですね、この辺はやはり、備北の組合または広島市消防組合に比べたら少ないような状況にあると思うんですが、その辺の形として職員のそういう増に対してはいかがなもんなんですかね。こういったことをおろそかにすると、今後、市民にある程度の対応策がおくれていくんじゃないかと考えるわけですが。

○青原委員長 久保消防長。

○久保消防長 ただいまの御指摘の件ですが、確かに年間数回はございます。ただ、これを救急車1台、確実に火災があったときにも出れるようにするということになると、24時間365日、救急車1台分を動かすのに、最低でも職員が10名必要になります。この10名を常時雇用して年数回のものに対応するのがいいのか。人の命の重さは何物にもかえられないという重い命題がありますが、一方では、行政として費用対効果、まさに安芸高田市は行財政改革の真ただ中です。そういったときに、そこまでのコストをかけて備えるか、という非常に大きな問題であろうと思います。先ほど署長が説明しましたが、現状では若干のおくれはございますが、近隣に職員も居住しております。こういった非番職員で何とか対応しておるといのが現状でございます。御理解をいただきたいと思います。

○青原委員長 前重委員。

○前重委員 ここの今年のデータと昨年のデータを比較しますと、今の救急出動状況なんかでも減ってきているということは、皆さんがある程度コンビニみたいな受診をなくすと言うのではないですが、そういった形で、自分の命は自分で守るといところも普及してきているのかなと感じるわけです。

しかし、やはり、こういうとっさの場合、重なるときというのはいずれか起きてくると考えるわけですね。そうしたことはある程度、まあ限界が私はあるんじゃないかと感じるわけです。確かに人口は減ってきております。3万人を切るという状況ではいたし方ないかなと思うんですが、しかし、そういうところをやはりしっかりと位置づけをしていく状況では、こうしたところはおろそかにはできないのではないかと考えるわけです。また、こういうところが何件か出ているということは、今後、高齢化になるにつれてふえる確率も高くなっていくのではないかと考えるわけです。やはりこうしたところも含めて、執行部、消防署の方も、考えるところはしっかりと意見具申をして言っていただければと思うんですが、その辺の考えは。

○青原委員長 久保消防長。

○久保消防長 まさに御指摘いただいておりますところは非常に我々も理解できる場所ではございます。

つい先立っても、火災と救急ではございませんでしたが、救急だけが同時に5件発生して、予備車も含めて、さらに、北部の分駐所が閉所している時間帯でございましたので、北部分駐所長が1人おりましたので、

これに運転させ、本署から応援の2名を出して、現地で救急隊を編成して対応しました。しかも予備車を使っても4台しかございません。5件目の救急は、「今、全部出払っている」ということで、しばらくお待ちいただいたという案件がございました。御指摘いただいているように、どこまでを備えればいいのか、ということは非常に難しい問題です。

現在、国のほうが、以前は3万人を超えるごとに救急車を1台整備しなさいということで、超えなくなったらじゃあ救急車は1台に、今、安芸高田市は本署に2台と北部分駐所に1台ございますが、本署の1台を減すのかというような国の定めがありました。やはり、過疎高齢という地方の実態を勘案されたのか、今度の改正案では、2万人台になっても救急車2台あってもいいよという改正になるような状況です。ですから、人口が減ったから救急車を減らそうという従来の方の考え方も変わっておるといって、現在、安芸高田市は目の前に3万人を切る事態が迫っておりますが、救急車2台で対応できる状況がしばらくは続くんだなと安堵しておるところです。

先ほどの、最初の話に戻りますが、どこまでを備えるのがいいのか、万全をどこに見るのか、というのは非常に大きな問題ですので、議員の皆様を含めて、市民の皆様の声をしっかり受けとめて検討してまいりたいと思います。以上です。

○青原委員長 前重委員。

○前重委員 これは本当にですね、市民も考えなくてはいけない形だと私は考えます。

今言われているように、確かに広域化になってきていると思います。中国道も通っております。二次圏域の今の三次・可部、こうしたところにも出向いて救急車を走らせていかなければいけないということでは、職員さんに大変なる御苦労があつてんじゃないかと察知するわけですね。やはり非番でも出てこなればいけない状況があつてんじゃないかと考えるわけですね。やはりそうしたところはしっかりと上に向けて、横におられる市長も含めて、しっかりと提言していただければと思います。

しかしそうかといって、むやみやたらに私はふやせということを行っているわけじゃないんです。ただし、そういう今の近隣市町のことを考慮すると、そうしたところを含めて、しっかりと検討を要する時期が来たのではないかと考えますので、ぜひともそういう市民に負担がかからない状況のうちに、ある程度の計画を持って対応されることを強く要望しておきます。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって、警防課に係る質疑を終了いたします。ここで、消防本部・消防署全体にかかる質疑を行います。質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 2点ほどお伺いしたいと思います。消防本部、消防署は災害時の司令塔になるような位置づけにあります。財産管理課あるいは総務のほうで聞いたんですが、緊急の停電時に自家発電の施設、これは消防署は市役所とは当然別になってると思うんですが、その体制の点検、そういったものは万全にされておるか、お聞きしたいと思います。

○青原委員長 杉田消防総務課長。

○杉田消防総務課長 ただいまの御質疑ですが、当消防本部におきましては、消防署利用危険物の地下タンクを保有しております。1,900リットルの重油を使用し、自家発が3日間程度持つシステムになっております。定期点検につきましては毎月定期点検を行っております。以上でございます。

○青原委員長 熊高委員。

○熊高委員 了解しました。これは屋上というか、当然、上のほうにあるんですね。お伺いします。

○青原委員長 杉田消防総務課長。

○杉田消防総務課長 自家発は屋上でございます。

○青原委員長 熊高委員。

○熊高委員 わかりました。

次の質問に移ります。先ほど前重委員のほうからもあったんですが、人材という部分ですね。非常に御苦労されているということは十分承知をしておりますが、160ページの人事評価制度ということ構築するという中、試行マニュアルをつくってこれからやっていくということですが、非常に多岐にわたる専門職も含めてあると思いますので、こういった取り組みの指針というのはどのように持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○青原委員長 杉田消防総務課長。

○杉田消防総務課長 人事評価制度のことについてでございますが、この人事評価制度につきましては、管理職につきましては、平成24年度から市と一緒に行わせていただいております。そして、非管理職につきましては、平成26年度、今年度から試行的に実施をしております。以上でございます。

○青原委員長 熊高委員。

○熊高委員 先般、川根のほうで江の川に転落と申しますか、その関係で水死をされた事故がありましたけれども、そのときに多くの消防署の皆さんに来ていただいて、特に潜水隊の皆さんもあんなにたくさんの方が潜水できるような技術を持っておられるという体制ができておることによってびっくりしたり、頼もしく思ったような次第です。そういった状況を見るにつけ、やはり肉体的なものが消防というのは大きく左右するんですね。そういった意味で、今の評価というのが、ただ机上の評価だけでは非常に難しいんじゃないかなということも含めて、そういった観点をどのように見ていかれるのかという点も再度お聞きしたいと思います。

○青原委員長 杉田消防総務課長。

○杉田消防総務課長　ただいまの御質問でございますが、能力評価につきましては、市のほうが4項目に分かれておるわけですが、当消防本部におきましては、兼職の職員だけちょっと特化して、災害対応能力という項目を設けさせていただいております。これによって評価をしていきたいということで試行的に運用しております。以上です。

○青原委員長　熊高委員。

○熊高委員　年齢と肉体が並行して評価できるとは限らんとは思いますけれども、そういったところをどう見るかというのは非常にこれからの職員の皆さんの意識の高揚といったものにも影響してくると思いますので、そこらをしっかりした対応をしていただきたいと思います。人数全体の問題も含めて、その能力をどう生かすかということにもなろうと思います。

先ほどの救急の業務のときに、これはうわさで聞いたのではなくて私がちょうど地域の人に同行していて吉田病院の救急での待合室で直に聞いた言葉ですけど、先生と看護師さんの会話の中に、ある介護施設が、その介護施設の人員が少ないから、この際救急車を呼ぶんだというようなことをされるんだというようなことが会話の中であったんですね。そのとき私は何も言いませんでしたが、そういう救急車の利用というのが本当にあるなら、そういう施設、あるいは市民にも当然ですけど、救急車の利活用というのはどういうふうにしていきたいと思いますか。今のよう人員も限られた中でやるということになれば、そういった視点で皆さんも協力いただきたいということも、これは一つの人員が少ない中でやるための必要なPRといえますか、そういったことにもなるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○青原委員長　久保消防長。

○久保消防長　御指摘いただきました介護施設への救急対応ということでございますが、当然、安芸高田市には複数の介護施設がございます。もちろん軽度なものについては、その施設の職員さんで対応されておるんだろうと思いますが、やはり意識レベルが低下したとかいうような案件になるといろいろな介護施設から救急の要請があるのもまた事実でございます。そういったところを対応させてもらっておる中で、俗に言うタクシーとかそういうような使い方はないと感じております。重篤な状態の方がほとんどですので、やはりそれは救急車でいち早く医療機関へ搬送せないけんのだろうなという事案が多いです。

先ほどもちょっと質問があったかと思いますが、コンビニ救急とかいうような話も出ておりましたが、全国平均と比較しまして安芸高田市の軽傷の救急患者数は非常に少ないです。やはり昔ながらの田舎の耐えがたいという気持ちがおありなのか、かなり症状が重くなるまで救急車を呼ばれない。もうちょっと早く呼んでくれたらいいのにねというような事案も結構ありますので、さっきの介護施設のところでしても施設の職員さんで対応し切れなくなったから救急を要請されたというのがほとんどだと認識しております。以上です。

○青原委員長 熊高委員。

○熊高委員 確認したことではないので、これ以上言いませんけど、タクシーでもいいのになという看護師さんの声があったんですよ。ですから、タクシーがわりに使ったというように私は聞こえたので、日にちも時間もはっきりしてますから、そこにいらっしゃった看護師さん、医師も私ははっきり覚えていますから。そういったことが事実であれば、やはり我々もぎりぎりの状況で運営してるんだから、というそういう指導をするということを強く要望する必要があると思うんですね。そういった点検もあわせて、そういう人事管理の中でぎりぎりやってるんだけどというようなことも理解していただきながら、しっかりと伝えていくということが大事ななという気がしますので、そこらの取り組みをしっかりとさせていただくように要望しておきます。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって、全体質疑を終了し、消防本部・消防署の審査を終了いたします。

ここで説明員交代のため、3時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時00分 休憩

午後 3時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長 休憩を閉じて、再開をいたします。

これより、市民部の審査を行います。概要の説明を求めます。

小笠原市民部長。

○小笠原市民部長 それでは、市民部におきます平成25年度決算の概要を説明いたします。

平成25年度の市民部における歳入につきましては、市税の収納率の向上に努め、滞納整理に努めております。

次に、窓口業務のワンストップ総合サービスについては、関係課と連携のもと、迅速かつ正確な業務を目指し、また本庁窓口業務の一部を民間委託し、総合案内、住民票、印鑑登録証明書などの申請受付と引き渡し事務、手数料の収納等を業務委託して、市民の皆様へ満足いただけるサービスの向上に努めてまいりました。

あじさい聖苑の開始に伴い、死亡受付から火葬、霊柩、葬儀場の利用に至る新たな管理とサービス提供に努め、人生の終えんにふさわしい場づくりに努め、指定管理業者及び市内葬斎業者と協議・調整を行いながら、市民の皆様から改善等の声を検討・実施してまいりました。

ごみの削減対策においては、資源ごみの集団回収及び廃食油の回収を通じたリサイクル事業など、ごみの減量化とリサイクル、リユース、リデュースの活動を進めているところでございます。

また、再生可能エネルギービジョン策定へ向け、市内に既存する再生可能エネルギーについて、大手民間業者と協定書を交わし、市有施設の

屋根や遊休未利用市有地に太陽光発電設備を設置することで、施設等の有効活用とクリーンエネルギーに対する市民への啓発と情報提供を進めてきたところでございます。

多文化共生推進事業では、昨年多文化共生プランを策定し、市の職員研修をはじめ、市民の皆様の理解を広めるための講演会、研修会を開催し、多文化共生の意義と必要性等の普及を図る所存でございます。

また、懸案の住宅新築資金の貸付事業の滞納整理につきまして、私債権の取り扱い条例の規定により未整理であった困難債権の一部について一定の整理ができました。

以上、概要を説明しました。詳細は、担当課長から御説明をいたします。

○青原委員長 続いて、総合窓口課の決算について、説明を求めます。

高松総合窓口課長。

○高松総合窓口課長 総合窓口課が所掌しております、戸籍住民基本台帳事務及び国民年金事務にかかわります事業について報告をさせていただきます。お手元の主要施策の成果に関する説明書59ページをごらんください。

安芸高田市におきましては、まず住民基本台帳事務でございますが、皆さん御承知いただいておりますように、先ほど部長も申し上げましたが、ワンストップ総合窓口サービスを開始しており、市民の皆様に迅速で正確、かつ丁寧な対応を目指して取り組んでおるところでございます。

また、窓口業務の一部民間委託を行っております。総合案内を含め住民票、印鑑証明などの交付の受付と引き渡し、また転入・転出などの住民異動の届け出の受付及び入力、また手数料の収納などを業務委託しておるところでございます。また、支所で入力しておりました戸籍届出書についても、平成24年度より本庁での一括入力ということにしております。

平成25年度の事業といたしましては、外国人登録事務が住民基本台帳事務へ移行したことに伴いまして、平成25年7月8日付で本市に在留しております外国人に対しまして住民票コード、11桁の番号でございますが、これを付番させていただき、通知を行ったところでございます。これによりまして、外国人市民も住民票が日本全国どこでも本人確認ができれば、広域交付が可能ということが実現しております。

また、平成25年度におきまして、戸籍副本データ管理システムの導入及び住民基本台帳ネットワークシステムの更新業務を行っており、個人情報の一層の保護、及びセキュリティ対策の確保を行っておるところでございます。

決算額につきましては、戸籍住民基本台帳費は3,236万9,719円でございます。参考資料としましては、平成25年度の手数料の各種集計表を載せさせていただきます。

成果及び今後の課題でございますが、成果としましては、市役所内関係各課との緊密な連携によりましてワンストップ総合窓口を実施してお

ります。お客様に各課を覚えていただくのではなくて、市職員が率先して動き、迅速かつ丁寧な窓口対応ができておるといことで、来庁されます市民の方にも大変高い評価、喜んでいただいておりますというふうに承知しております。

課題としましては、本庁に事務が集中する傾向が見られることに伴いまして、支所との業務の連携及び各業務における事務処理能力向上のための職員研修が必要であると考えております。

続きまして、62ページをお開きください。国民年金事務費にかかわるところでございます。

国民年金事務でございますけれども、厚生労働省年金局及び日本年金機構との法定受託事務でございます。国民の共同連帯、世代間扶養の仕組みなどを一層定着させるため、日本年金機構三次年金事務所と市が連携をさせていただきまして、市民一人一人の年金相談などを行っている状況でございます。決算額につきましては、17万1,322円でございます。役務費などが主なものでございます。表としましては、国民年金の被保険者の状況を参考までに載せさせていただいております。1号の国民年金被保険者は、人口の減少等もございしますが、若干減というような状況もございします。なお、国民年金事務費委託金につきましては、平成25年度、523万9,026円の委託費を受けております。

成果及び今後の課題でございますが、年金事務所と連携し、市広報による年金制度の周知を図るとともに、本庁、各支所窓口での年金相談受付と説明を丁寧に行い、納付率等のアップにつながる取り組みを行ってまいったところでございます。

課題としましては、引き続き、公的年金制度への理解を広げていくための広報活動が一層必要であると考えております。

以上で、総合窓口課にかかります報告を終わらせていただきます。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。  
前重委員。

○前重委員 59ページの戸籍住民基本台帳費の決算ですが、前年度と比べて約倍かかっておりますね。これは多分、戸籍副本データの管理システム導入とか書いてありますので、その更新とかの費用が入ってきているのかなと思うのですが、ここの説明と、今の手数料の集計表、本庁全市とあるわけですが、これが必要なかどうか。もう10年たったわけですから、「オール安芸高田」と市長も言っておるわけですから、この辺はそういう形で、もう考えを新たにしていけるのがベターじゃないかと考えますが、まずその2点。

○青原委員長 答弁を求めます。  
高松総合窓口課長。

○高松総合窓口課長 まず最初の1点目、決算額についてでございます。3,236万9,719円の中で主なもの、やはり御指摘いただきましたように、システム改修等の業務委託料でございます。一番大きいのはシステム改修に直接はかかわ

りません。これは総合窓口の民間委託、これが1,102万5,000円です。これが一番大きいです。

それと、成果の説明書の中にも記載させていただいておりますが、戸籍副本データの管理システムの導入。これは3年前の東北大震災で関係庁舎が戸籍データを消失するという大変重大な状況に至りました。このことを受け、法務省のほうで全国的に戸籍データ、日々更新しております、今パソコンで管理しておりますが、それを日々日本の東西1カ所、法務局のほうで副本データとして日々の更新データを管理していこうと。貴重なデータでございますので、そういうシステムの導入、これにかかります経費が561万150円かかっております。

また、住基ネットにかかります機器の更新、及び生体認証にかかりますセキュリティのアップ、ここらのシステム改修経費が412万6,500円かかっております。これなどが主なものでございます。

2点目でございますが、手数料の集計表の表記の仕方でございますが、御指摘いただきましたように、10年経過でございますので、この参考資料の作成につきましては議員御指摘の趣旨を十分踏まえて、今後検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。以上でございます。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって、総合窓口課に係る質疑を終了いたします。

次に、税務課の決算について、説明を求めます。

中山税務課長。

○中山税務課長 それでは、税務課が所掌します賦課徴収事業費について説明を申し上げます。

主要施策の成果に関する説明書の59ページの下段をごらんください。税務課といたしましては、滞納整理本部の実施方針に基づいて、市民の負担の公平、自主財源の確保ということでこの1年間取り組んでおります。

事業費といたしましては、4,187万1,280円でございます。取り組み状況といたしましては、まず滞納整理本部が実施しております夜間休日納付相談と、税務課独自で夜間電話催告、差し押さえ、それと平成25年度におきましては、平成27年度の評価替に向け標準宅地の鑑定評価、路線価評価業務を実施しております。

成果といたしましては、次の60ページになりますけれども、収納率につきましては前年よりは下がりましたが、国民健康保険税におきましては、現年度の収納分を目標としております96%以上を確保したということでございます。この収納率は県内でも3位という形になっております。また、納付の多様化ということで、平成25年10月から毎月第4木曜日に夜間納付窓口を開設しております。これは、6回で延べ29人の利用がございました。

課題といたしましては、職員の育成と徴収技術の向上等でございます。引き続き研修会のほうに参加して、最新の情報を共有することが必要と考えております。また、差し押さえにつきましても換価が容易な預貯金等をやっておりますけれども、残高不足ということが見えてきましたので、新たな滞納処分の手法の導入ということで担当職員のスキルアップを図るということを目指しております。

また、税務課のほうで夜間納付窓口を開設いたしておりますけれども、まだ納税義務者の方のニーズというのは多様なものがあるというふうに考えておりますので、これにつきましても費用対効果を考慮に入れて、引き続き検討する必要があるというふうに思っております。

以上で、税務課が所掌するものについての説明を終わります。

○青原委員長

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員

先ほどのところで言いました、4,200万円というところが、昨年度から4倍ぐらいの金額になっておるわけですが、この理由を。

○青原委員長

答弁を求めます。

中山税務課長。

○中山税務課長

前重委員の御質疑ですが、まずこのものにつきましては、先ほど説明いたしました、平成27年度の評価替に向けた土地の標準宅地の鑑定評価及び路線価評価に係る委託料でございます。

内容といたしましては、まず標準宅地のほうでございますけれども、全部で327地点で2,197万4,400円でございます。路線価評価につきましては1,058路線、672万円の事業費でございます。以上です。

○青原委員長

ほかに質疑はありませんか。

藤井委員。

○藤井委員

滞納整理でございますが、不納欠損等も毎年多額な金額があるわけですが、私はこの担当課におかれての滞納整理は、私はよくやっていただいておりますよ。評価をしたいと思っております。引き続き、やって当たり前と言えそうですがわかりませんが、しかしそうは言っても、大変な現場の中で御苦労があると思うんですね。特に、差し押さえ実施件数が154件、約600万円の回収額でございますが、この中でいろいろ御苦労された部分があれば、少し報告をいただきたい。

それから、月の第4木曜日ですか、夜間納付窓口を開設して、約延べ29名となっておりますが、月にすれば2、3名ですか。数的には少ないとはいえ、私はこの効果というのは大変大きなものがあると思っております。利用数が少ないからということで打ち切らずに、これをしっかりまた市民のほうへもPRし、継続していただければと思っております。

問題は課題ですよね。先ほどありました、納付場所や納付時間が限られておると。納税者のそういうニーズに応じていくということで、コンビニ納付であるとかいろいろ提案は今までもあったと思っておりますが、このことについても検討と先ほどの答弁がありましたけれども、費用対効果

ということもありましたが、そこらのお考えがどの程度進んでいるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○青原委員長 中山税務課長。

○中山税務課長 まず最初の差し押さえ等ということですが、この中で預金不足というようなことがあります。我々も滞納者の預金の流れをつかんでいくわけなんですけれども、やはり今はコンビニでおろされるということがありますので、どうしても我々が行った時点では差し押さえする金額が限られてるとか、なかったとかいうような状態が発生をしております。そういった課題の中で預貯金以外に別の方法はできないだろうかということで、一応給与のほうもやっておりますけれども、やはりこれは会社のほうにその方が滞納しているということを知らせる最終手段でありますので、その手前で何とか方法がないだろうかということは今模索している状態でございます。その中で、今1つ思っているのが、生命保険ですね。そのほうをどうできるであろうかということで、今研修中でございます。

それと2点目のコンビニ収納。これにつきましては、やはり電算の改修費とか様式の改正といったところで、今ちょっと手元に数字は持っておりませんが、約3,000万円から4,000万円ぐらいの経費がかかるということをお願いしております。そういった中で、じゃ逆にそれだけの経費をかけるというよりは、やはり口座振替のほうを伸ばしていったほうがいいんじゃないだろうかということで、口座振替のお願いということで、お太助フォンのほうにも放送いたしますし、また督促とか催告、窓口納付の方にはそういったチラシを今封入して配布をしている状態でございます。そういった中で、いつの時点でコンビニということになると、これはなかなかさっきも言いました財政上の問題もございまして、また引き続き県内の情勢を見ながら考えていきたいというふうに考えております。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって税務課に係る質疑を終了いたします。

次に、環境生活課の決算について、説明を求めます。

中村環境生活課長。

○中村環境生活課長 それでは、環境生活課が所掌をいたします事務事業につきまして、御説明をいたします。60ページの中段をごらんください。

結婚相談事業から説明をいたします。この事業、平成21年度から結婚相談員1名を配置し、週2回火曜日と金曜日に相談窓口を開設しております。平成25年度は19名の結婚コーディネーターを認定し、カップリングイベント、月1回のコーディネーター連絡会議を通じて結婚相談と紹介活動を行いました。その結果、5組が御成婚ということになっております。

続きまして、88ページをごらんください。

環境政策事業費について説明いたします。(1)として平成22年度に策定した環境基本計画の具現化に向けまして、市民組織「環境もやい☆安芸高田」を中心に人材の掘り起こしを目的とした学習イベントや竹林整理の試行、視察研修、第2回の「かんきょうまつり あきたかた」を開催いたしました。

(2)として、再生可能エネルギーの調査、検討につきましては市内の再生可能エネルギーを調査し、利用可能性について検討を行い、導入ビジョンとしてまとめたところでございます。この中で、太陽光、バイオマスの積極的な活用についてのまとめがされ、水力につきましても継続して調査、情報収集をしていこうということとしております。

(3)として、その導入ビジョンにもございますけれども、地球温暖化対策の一環として、個人住宅に太陽光発電システムを設置する方に対して補助金を交付し、普及促進に努めました。なお、平成25年度事業所におきましてもということで募集をいたしましたが、やはり10キロ以上は全量売電が基本となるということで、余剰売電での申請はゼロということでございました。

続きまして、89ページ中段をごらんください。

廃棄物処理対策事業費は、これは不法投棄の防止、環境美化の推進のために、市民、地域や公衆衛生推進協議会などの市民団体、あるいは事業所、商工団体の協力を得まして清掃、美化活動、不法投棄防止パトロール、不法投棄ごみの回収、美化活動に取り組んできたところでございます。

下のほうをごらんください。環境保全事業は、(1)といたしまして、90ページに記載しております、市内の河川の水質検査を行っております。いずれも環境基準には適合しております。なお、どうしても尿、糞尿に由来いたします大腸菌というのは、いわゆる飲料水に適合するような基準は満たさないことも多々ございますが、そのほかの危険項目とされておる部分で突出した変化はないということではございますが、今後、引き続き水質検査により水環境の保全化に努めてまいりたいと思っております。

(2) 公害苦情処理件数は表のとおりでございます。

それでは、91ページ中段をごらんください。動物管理指導事業費でございます。狂犬病予防法に基づきまして、飼い犬の登録、狂犬病予防注射の実施を年2回行いました。また、広島県の動物愛護センターと連携、協力し、飼い犬、飼い猫、また野良犬、野良猫に関する苦情処理、または保護を行いました。飼い主の責任やマナーの向上に向けた広報活動、あるいはこういった指導も継続して行っていく必要があると認識しております。

92ページ、上のほうをごらんください。

葬斎場管理運営費について説明をいたします。新葬斎場「あじさい聖苑」が平成25年4月1日に供用開始いたしました。また、市内4カ所の旧

火葬場の解体工事を行ったところでございます。その中で、あじさい聖苑の指定管理を株式会社 五輪に指定管理者として行っていただいておりますけれども、この指定管理料につきまして、当初の5,111万1,000円から水道光熱費、それから燃料費部分を精算して決算を行ったところでございます。

続きまして、93ページをごらんください。

塵芥処理事業費でございます。これは芸北環境施設組合と連携、協力して分別収集の徹底を図り、ごみの減量化、リサイクルの推進によりまして、廃棄物の排出抑制とごみの徹底処理を図ってまいりました。分別方法の徹底など、引き続き広報やチラシによる周知広報を行ってまいりたいと思っておりますし、または転入された方に対するごみ出しルールの徹底も、引き続きここは強化してまいりたいと思っております。

(2) ごみステーションの設置推進につきましては、ステーションの新規増設に対しまして補助金の交付を行ってまいりました。

(4) といたしまして、ごみの減量化・資源化のため、生ごみ減量化対策といたしましては、生ごみ処理機の購入に対する助成事業を行い、またごみの資源化対策といたしましては、地域の資源回収団体などが行います。古紙、アルミ缶、スチール缶、ペットボトルの回収に対しまして、1キロ当たり10円の助成によりごみの減量化・資源化を推進してきたところでございます。その成果につきましては、それぞれ表のとおりでございます。資源回収団体は年々増加をしておりますけれども、回収量が頭打ちというような状況でございます。ただ、民間のスーパーなどが古紙の回収あるいは廃食油の回収を進めていただきまして、そういったところも足していくと、そういった資源回収のリサイクルは市全体としては数字があがっているというところでございます。今後も市民とともにごみの減量化・資源化には引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

久保委員。

○久保委員 93ページの塵芥処理事業費のうち、芸北広域環境施設組合の負担金の支払いですが、25年度が前年よりは1,000万円近くふえている、となっておりますが、私の認識の中では年々負担金は減るという認識がありましたので、その詳細を。将来の延命化のための積立金が増加をしているとか、例えば次の課題のところでは、家庭系のごみは減少にあるけど事業系のごみ、要するに搬入量がふえているからこの負担金がふえているのか、そのところをお聞かせください。

○青原委員長 中村環境生活課長。

○中村環境生活課長 ごみの処理量、総体としては年々増加をしておるところでございます。しかし、ごみ処理にかかわる費用のうち、設備の改修とかそういったものを除くとそこまで金額は変わっていないというのが現状でございます。

そういった中で、これ確かに3カ年を見ますと年々増加しておりますが、この中の主なものは、やはり設備の大きな改修に伴うものでございます。平成25年度は、これは25年度、26年度と1つずつやるんですけども、いわゆるピットから炉の中に入っていくその投入口の修繕が主なものでございます。これが総額では約5,000万円くらいかかっているというところでございます。金額的には大きいんですが、定期的に修繕を加えて行って、延命化を図っておる状況の中で、どうしてもでこぼこが出るというのがまず1点と、やはりもっと大きな修繕をとということで、基金3億円までを何とか基金として造成するというので、いわゆる繰り越し分につきましても一定程度、基金のほうへ積みましをしているという、おっしゃったとおりの状況であります。以上です。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。  
前重委員。

○前重委員 91ページの公害苦情処理件数のところで、昨年と比べて倍以上、件数がふえておるわけですね。この原因というものは何ですか。

○青原委員長 中村環境生活課長。

○中村環境生活課長 騒音苦情につきましては、平成25年度、確かにふえておるというふうには私たちも実感をいたしました。やはり工場の出す騒音というものが多かったというふうには認識をしております。私どものほうからその工場のほうへ出向いて、その騒音規制地域内であれば強い指導ができるんですけども、地域外につきましても行政指導というところをお願いに行っておる状況でございます。その中で感じたこととありますが、やはり景気が上向いてきたことによる長時間の操業。ですから、今までは5時までで操業をとめておったところが、どうしても9時までやらなきゃいけなくなったといったところで、5時まではこちらのほうだけでもそこから先はやはり苦情となって現れてくるという件数が多かったと認識しております。以上です。

○青原委員長 前重委員。

○前重委員 これは具体的に工場とあるんですが、大体工場というものは、そこに建てられる前に市民の方々に理解をいただいて建っている形じゃないかなと考えるわけなんです。そうしたことが今に対してどうなのか。またこれが解決できているのか、今の回答を聞きよると、まだまだ解決に至っていないという状況なのかなと思うんですね。その辺は今どういう対応でやられているか。そして、この騒音でもある程度、私が聞いた中では、国道の工事の関係で工事箇所の騒音とかも出ておるんじゃないかなとちょっと危惧したんですね。その辺は出てなかったですか。その2点か3点、お伺いいたします。

○青原委員長 中村環境生活課長。

○中村環境生活課長 騒音規制区域以外におきましても、やはり騒音で迷惑を受けておられる市民の方がおるということで、私どもは出向いてその騒音の低減についてお願いをしておるところでございます。そういった中で、解決とい

うか、防音をしっかり強化して解決をしたという事案がその中では1番でございます。また、壁を高く上げて防音効果を高めたと。

また先ほど国道とおっしゃられました、国道の騒音の苦情も1件ございました。そこはいわゆる防音シートを後からつけて、しっかりと防音をしていただいたというのが状況でございます。ただ、全く音が聞こえないということにはならず、やはり多少の音は漏れますけれども、従前に比べると随分と軽減するということで何とか我慢していただいておりますというのが状況でございます。

○青原委員長 ほかには質疑はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員 91ページの動物管理指導事業費のところの課題の部分なんです、課題の、特に登録した飼い犬の死亡届が出てないということの周知徹底というようになっておるんですが、この辺を詳しく説明をいただければと思うんです。というのは、これ届け出されてる犬の死亡届が出てないよと。亡くなっているにもかかわらず、でもなおかつ狂犬病の通知を出し続けているという状況に捉えていいんでしょうか。

○青原委員長 中村環境生活課長。

○中村環境生活課長 狂犬病予防法に基づきまして、犬を飼うときには登録をしていただき、年に1度は狂犬病の予防注射をするというのが飼い主の義務でございます。ですが、しかしながらそういった登録をしておられない犬というのも時々散見される場所ございまして、そういった犬が迷い犬になった場合とかで、飼い主の元に戻るときには必ず登録を強く指導をさせていただいております。

また、登録している犬が死亡したときには、死亡したことの届け出をしていただいております。この届け出がないと、私どものほうでは把握できませんので、狂犬病の予防注射の案内を送り続けてしまうということがございます。そういった中で、寿命が20年を超えたような犬につきましては、私どものほうからピックアップして、「生きとってですか」ということもあります、時々生存されておることもあったり、そういったトラブルになることもあるんですけども、広報等を通じて届け出のほうを呼びかけているところでございます。なかなかその辺の線引きは難しいところでございます。

○青原委員長 石飛委員。

○石飛委員 であるならば、犬の寿命年齢をそちらのほうでチェックされて、「おかしいよね」という部分は電話連絡するなり、はがきで通知するなり届け出をするようにも指導はされてるということですよ。

○青原委員長 中村環境生活課長。

○中村環境生活課長 いつもということではございませんが、注射のはがきを出しますので、そのときにそのことを書いて出します。そうしますと、やはり死亡を届けられるというのは、その狂犬病の予防注射をいついつどこでやりますというその通知を出すのが一番ピークになるということでございます。

- 青原委員長 石飛委員。
- 石飛委員 お宅の犬がもうお亡くなりでしたかというのを再々に聞くようなものでもないので、年に1回確認されれば十分じゃないかなと思うので、そんなに課題があるのかなと思った次第なんです。大体内容がわかりましたので。でもそこまでされてるんだったら、届け出た犬に対してちゃんと確認はしてるし、指導もしてるよというような表現のほうがわかりやすいんじゃないですか。逆に言えば、届け出てない飼い主のほうが問題だと思います。どうでしょう。
- 青原委員長 中村環境生活課長。
- 中村環境生活課長 犬を飼うときには届け出をしていただくということ、私ども市だけではなくもちろん県の動物愛護センター、それから獣医師の方にもお願いをしておるところでございまして、やはり届けていただくというのを前提に今後も啓発のほうを続けてまいります。
- 青原委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 青原委員長 質疑なしと認め、これをもって、環境生活課に係る質疑を終了いたします。  
次に、人権多文化共生推進課の決算について、説明を求めます。  
野川人権多文化共生推進課長。
- 野川人権多文化共生推進課長 それでは、人権多文化共生推進課が所掌しております事業について御説明をいたします。主要施策の成果に関する説明書の62ページをお開きください。  
下段のほうになりますが、人権推進事業費でございまして。人権啓発、男女共同参画、青少年育成、多文化共生推進に係る事業が主なものでございまして。  
(1) 人権啓発推進事業は、人権尊重のまちづくり条例に基づきまして、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成・高揚のために人権フェスティバルの開催、63ページになりますが、人権啓発連続講座を開催し、啓発に取り組んでまいりました。今後とも人権会館や法務局などの関係機関や関係団体との連携をとりまして、一層の啓発活動に推進をしてまいりたいと思っております。  
(2) の男女共同参画事業は、男女が平等に参画できる環境づくりのため、男女共同参画講演会、市内6会場を巡回してのリレー講座を開催いたしました。人口減少、過疎化の進行する安芸高田市におきまして、女性のさらなる社会基盤進出によります地域活性化が必要であり、男女が互いに協働できる環境づくりのための啓発を推進してまいりたいと考えております。  
(3) 青少年育成事業でございまして、子どもと若者の健やかな育成のために、青少年育成安芸高田市民会議、PTA連合会、教育委員会と連携し、安芸高田市子ども・若者育成フォーラム2013を開催いたしました。市内小中学校児童生徒の意見発表等を行い、750名の参加を得るこ

とができました。

(4) 多文化共生推進事業でございますが、多文化共生推進課に多文化共生翻訳・通訳体制を整備いたし、英語、ポルトガル語、中国語に対応し、行政情報の多言語化と相談を行いました。また、啓発活動といたしまして、多文化共生リレー講座の開催や、64ページになりますが、一般啓発として広報あきたかたで啓発に努めるとともに、地域行事などで外国人市民と交流をする補助事業といたしまして、22件を交付いたしました。今後とも一層の交流活動と啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

最後に、下段のほうになりますが、人権会館管理運営費の説明をいたします。これは市内4カ所の人権会館が行う事業に係るものでございます。主には、生活上の各種生活相談業務と教養・文化・福祉活動の支援を地域のボランティアなどつながりを持って総合的に行っております。今後も市内4会館と連携を一層図り、効果的な人権啓発事業を図ってまいりたいと考えております。

以上で、人権多文化共生推進課の説明を終わらせていただきます。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって、人権多文化共生推進課に係る質疑を終了いたします。

ここで、市民部全体にかかる質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって、全体質疑を終了し、市民部の審査を終了いたします。

以上で、本日の日程は終了しましたので、これにて散会いたします。

次回は、24日、午前9時より再開いたします。御苦勞さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後4時02分 散会